

令和4年10月6日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和3年10月6日(木)

午前9時59分開会

午後3時48分延会

3 場所 議場

4 出席委員

仮屋園 一 徳 委員 長、川 上 洋 一 副委員 長、竹之内 和 満 委 員、
濱 門 明 典 委 員、白 石 純 一 委 員、濱 田 和 洋 一 委 員、
竹 原 信 一 委 員、中 面 幸 人 委 員、牟 田 学 委 員、
岩 崎 健 二 委 員、木 下 孝 行 委 員、山 田 勝 委 員

5 欠席委員

濱 崎 國 治 委 員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

7 説明員

財 政 課 課 長 小 中 茂 信 君
介 護 長 寿 課 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 長 新 町 勝 利 君
商 工 観 光 課 課 長 高 齡 者 支 援 係 長 長 山 宇 都 正 貴 子 君
都 市 建 設 課 課 長 補 佐 兼 商 工 振 興 係 長 長 尾 塚 野 禎 裕 人 君
課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 長 池 田 英 直 樹 君
課 長 補 佐 兼 建 設 係 長 長 小 筋 隆 次 郎 君
課 長 補 佐 兼 建 築 係 長 長 尾 上 国 男 君
維 持 係 長 長 花 田 伸 行 君
都 市 計 画 係 長 長 宮 路 隆 博 君
住 宅 对 策 係 長 長 脇 園 涉 君
水 道 課 課 長 補 佐 兼 工 務 係 長 長 垂 高 口 義 繼 君
管 理 係 長 長 中 野 輝 美 幸 紀 君
教 育 総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長 長 中 石 澤 正 志 君 (兼)
管 理 施 設 係 長 長 寺 地 林 英 兼 君 (兼)
学 校 教 育 課 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 長 栗 德 重 忠 彦 君
課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 長 中 尾 隆 樹 君

生涯学習課	主幹兼指導係	長	北平	和田	幸美子	君
課長	補佐兼社会教育係	長	朝倉	寛	君	
文	化	係	長	大漉	昭裕	君
学校給食センター	所	長	石澤	正志	君	(兼)
所	長	補	佐寺	地英	兼	君(兼)
管	理	係	長	中川	洋一	君

8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- (3) 認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- (4) 認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- (5) 認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- (6) 認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

- 認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- 認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- 認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- 認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- 認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き、委員会を再開します。

本日は、都市建設課から順に進めてまいります。

ここで、あらかじめお知らせします。本日の審査終了後、現地調査及び総括した質疑について、御意見を伺います。本日の審査が終了しました後、現地調査及び総括した質疑について、御意見をお伺いします。

それでは、審査に入りますが、都市建設課の審査に入る前に、介護長寿課及び商工観光課から発言の申出がありますので、順に許可します。

介護長寿課は入室してください。

[介護長寿課入室]

○認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

この際、認定第4号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査を行います。

介護長寿課長の発言を許します。

山元介護長寿課長

認定第4号中、主要事業成果説明書84ページに記載されております寝たきり高齢者紙おむつ給付事業につきまして、竹原委員からの「国の交付金の活用に際して、現金での支給に制限があるのか」との趣旨のお尋ねに対しまして御説明申し上げます。

国の地域支援事業の要綱等を確認いたしました但、現金での支給に制限はありませんでした。

このことから、現金で補助金を交付することも可能であると考えられますが、この場合には、紙おむつ等の購入を確認するため、領収書などを提出していただく必要が生じ、申請者に負担が伴うものと考えます。なお、本市におきましては、平成24年度までは必要な方に紙おむつの現物を支給しておりました経緯がありますけれども、利用者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、平成25年度から、県内他の自治体の事例を参考に現在の利用券を交付する方式を採用しているところがございます。現在では、県内で同種の事業を行っている多くの自治体がこの利用券、引換券などを交付する方式を採用しており、一部が現物支給を行っていると同っているところがございます。

竹原信一委員

領収書の提出をしていただく必要がある。それは何で決まっているんですか。

山元介護長寿課長

これにつきましては、補助金の支出に対しましては要綱等を作成して、手続を明確にすることによって、公金支出の透明性が必要となるというふうに考えております。この紙おむつの事業につきましては、常時おむつを必要とする一定条件に該当する方に紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行い、家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としておりますことから、公金支出の透明性を担保するためには、紙おむつ等の購入を確認する手続が必要だと考えております。

竹原信一委員

確認いたしますね。領収書の提出がどこかに決められているわけではなくて、あなたのあるいは課の考えとして、それを求めるつもりであるということですね。よろしいですか。

山元介護長寿課長

公金を使った補助金の処理として、そのような書類が必要だというふうに考えているところでございます。

仮屋園一徳委員長

それでは、認定第4号について、審査を一時中止します。

[介護長寿課退室、商工観光課入室]

○認定第1号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号を議題とし、商工観光課所管の事項の審査を行います。

商工観光課長の発言を許します。

尾塚商工観光課長

昨日の委員会審査において、認定第1号のうち当課所管の事項について、竹原委員から、主要事業の成果説明書145ページの就職情報サイト事業所掲載支援事業の採用となった2人は市内からということではないのかという御質問がありましたが、採用された事業所に確認したところ、1人は出水市から30代女性の方、1人は鹿児島市から20代女性の方がそれぞれ就職されたとのことでありました。よろしくお願ひします。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

認定第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

[商工観光課退室、都市建設課入室]

仮屋園一徳委員長

それでは、認定第1号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

それでは、認定第1号のうち、都市建設課所管の事項について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書の主なものについて御説明いたします。

163ページをお開きください。道路維持一般事務については、道路維持作業班による市道の路面補修、道路伐採及び側溝清掃等を行ったものであり、地域の住民からの要望に対し、迅速に対応することができ、市民の日常的な通行の安全確保に寄与しました。

64ページになります。修繕事業については、道路側溝の新規敷設、道路舗装の改修等を行ったものであり、道路通行の安全と生活環境の向上に寄与しました。

67ページから68ページになります。市道改良事業・交付金事業については、市道折口大辺志線、市道不動下線、市道高之口佐潟線、市道柵線の4線について、幅員狭小のため車両の離合や歩行者の安全確保に支障を来していることから、道路拡幅や線形変更等の道路改良を行ったものであり、改良工事により安全に通行できる区間が延長され、地域住民の利便性が向上いたしました。

170ページから171ページになります。橋りょう修繕事業（道路メンテナンス事業）については、阿久根市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化に伴うひび割れやコンクリート剥離、鉄筋露出など劣化が著しい橋梁について、計画的に修繕を行うものであり、修繕工事を行うことにより長寿命化が図られ、橋梁を安心して通行することができるようになりました。

176ページになります。空き家活用支援事業については、空き家の解消及び地域コミュニティの活性化を目的としており、令和3年度の実績としましては、補助件数13件であり、空き家の有効活用と地域周辺地域を含めた一体的な活性化が図られました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の16ページに記載されており、令和3年度の事業評価はAとなっております。

177ページになります。番所丘公園管理業務委託については、花いっぱい、みんなが憩える公園を基本コンセプトとして、市民の休憩、散策、遊戯、運動等の多様なレクリエーションニーズに応えるとともに、公園内施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うものです。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見込めない中、上半期はグリーンフェス等の自主事業の中止を余儀なくされました。下半期はキッチンカーマルシェ等の自主事業を開催したところであります。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の14ページに記載されており、令和3年度は、ただいま説明したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響から、事業評価はDとなっております。

178ページになります。公園整備事業については、コミュニティ助成事業を活用し、瀬之浦農村公園内の施設整備を行い、幅広い年代の利用を促し、地域コミュニティ活動の充実を図ったものであります。

180ページになります。公園整備事業（公園施設長寿命化対策支援事業）については、市内都市公園の老朽化した施設及び遊具について、国、県の補助金を活用しながら計画的に施設更新していくことを目的に実施したものであり、老朽化の解消や改修を行うことにより、利用者が安全に使用できるようになりました。

181ページになります。公園管理事業（オートキャンプ場整備事業）については、市内最大の公園である番所丘公園にオートキャンプ場を整備し、魅力ある施設整備を行い、市への観光人口の増加を促し、オートキャンプ場を拠点とした市街地への集客を目指すものであります。今後は、令和5年度にキャンプ場として部分的に開場し、令和6年度以降にオートキャンプ場としての開場を目指し、整備を進めていくものです。

183ページになります。道の駅「サンセット牛之浜景勝地」（仮称）整備事業については、現在進められている南九州西回り自動車道の開通を念頭に、第一次産業はもとより製造業、

商業、観光業など幅広く本市の食の関連産業の振興を図ること、また、緊急時の防災拠点として機能させるため、(仮称)大川インターチェンジ付近に設置する予定である道の駅整備に向け、必要な導入機能や配置計画を検討する基本計画を策定したものであります。

186ページになります。住宅維持修繕事業については、市営住宅の修繕、流し台などの公有財産の更新及び浄化槽・受水槽などの団地全体に係る修繕を行うことにより、入居者の住環境の整備を図ることを目的に実施したものであり、老朽化した施設整備、住環境の維持等が図られたこと及び市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与しました。

189ページから190ページになります。春畑住宅整備事業、ふれあい住宅整備事業については、令和元年度に改定した阿久根市公営住宅等長寿命化計画により改善が必要とされた春畑住宅、ふれあい住宅について改修を行っているものです。春畑住宅については、居住性向上のため、トイレの水洗化、ユニットバスの設置や住宅の長寿命化のため屋上防水改修及び外壁改修などを行っております。ふれあい住宅については、屋上防水改修及び外壁改修を行っており、この改修工事により入居者の住環境の整備と住宅の耐久性の向上が図られました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和3年度の事業評価はBとなっております。

以上で、主要事業の成果説明書の説明を終わり、引き続き一般会計歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。決算に関する説明書62ページ、事項別明細書は40ページをお願いいたします。8款土木費2項1目道路橋梁総務費18節負担金、補助及び交付金の主なものは、市道等清掃活動補助金であり、市内各区が行いました市道等の清掃活動に対する補助金です。

決算に関する説明書63ページになります。2目道路維持費12節委託料は、市道阿久根出水線ほか1線延長7.4キロメートルの伐開業務委託と道路維持修繕事業に伴う尻無浜上村線ほか2線の測量設計業務委託です。14節工事請負費は、側溝改修等工事14件、局部改良工事5件、舗装工事3件の道路維持修繕工事です。15節原材料費は、道路補修用のアスファルト合材や砕石、セメント、蓋板等の購入費用です。18節負担金、補助及び交付金は、各区が管理する法定外公共物の改修事業に対する阿久根市法定外公共物改修事業補助金であり、9件実施しました。

事項別明細書41ページになります。3目道路新設改良費14節工事請負費は、社会資本整備総合交付金を活用して実施しました市道折口大辺志線、市道不動下線、市道高之口佐瀉線の道路改良工事です。16節公有財産購入費は、市道折口大辺志線、市道高之口佐瀉線の道路新設改良に伴います土地6筆を購入したものです。18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線槁之浦工区及び県単道路整備事業県道脇本赤瀬川線根比工区の市の負担金であり、負担率はそれぞれ5%と10%です。21節補償、補填及び賠償金は、市道高之口佐瀉線の市道新設改良に伴います光ケーブルの移設補償及び市道折口大辺志線の道路新設改良に伴います立木補償です。

決算に関する説明書は64ページになります。4目橋梁維持費12節委託料は、市が管理します橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業により実施した橋梁修繕に伴う業務委託であり、明許繰越で5件、また、現年度分として6件の修繕詳細設計業務を実施いたしました。14節工事請負費は、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業により橋梁修繕工事を実施したものであり、明許繰越で2件、また、現年度分として2件の

修繕工事を実施いたしました。

6目交通安全施設整備費14節工事請負費は、市道18路線において、ガードレール、区画線等を設置したものです。

3項河川費2目河川維持費12節委託料は、田島川ほか4河川の竹木の伐採業務委託を実施したものであり、折口川水系河川改修検討調査業務委託を令和4年度に繰り越して実施するものです。14節工事請負費は、愛宕川ほか4河川の護岸改修工事を実施したものです。

4目砂防費12節委託料は、八郷地区における災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の測量設計業務であり、令和4年度に繰り越して実施するものです。事項別明細書42ページになります。14節工事請負費は、梅雨前線豪雨により被災しました火口地区における県単急傾斜地崩壊対策工事が主なものです。18節負担金、補助及び交付金は、県単砂防事業、八郷川砂防施設維持工事及び県が実施します県営急傾斜地崩壊対策事業尻無1地区に対する負担金であり、負担率はそれぞれ10%と5%です。

決算に関する説明書は65ページになります。5項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料のうち主なものは、都市計画用途見直し業務委託です。

事項別明細書は43ページになります。3目公園費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の番所丘公園管理業務ほか13件です。14節工事請負費は、決算に関する説明書備考欄記載の社会資本整備総合交付金を活用した総合運動公園野球場スコアボード改修工事ほか4件です。また、24節積立金は、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金として積み立てたものです。

決算に関する説明書は66ページになります。6項住宅費1目住宅管理費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の寺山住宅エレベーター保守点検業務ほか7件です。14節工事請負費は、決算に関する説明書備考欄記載のふれあい住宅外部改修工事ほか3件です。決算に関する説明書は67ページになります。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、危険空家解体事業であり、補助金16件分です。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和3年度の事業評価はAとなっております。事項別明細書は44ページになります。18節負担金、補助及び交付金は、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る住宅の除去費補助1件分で、令和2年度から繰り越して実施したものです。

次に、決算に関する説明書は79ページ、事項別明細書は53ページをお願いします。11款災害復旧費6項1目単独土木施設災害復旧費12節委託料は、長迫線ほか2線及び馬見塚川ほか2河川の測量設計業務委託であり、683万3000円を予備費から充用したところです。13節使用料及び賃借料は、豪雨等により発生した土砂崩れ等の土砂除去に伴う重機の借上料です。

2目補助土木施設災害復旧費14節工事請負費は、道路10件、河川12件の災害復旧工事を実施したものです。

次に、歳入について御説明いたします。決算に関する説明書で説明させていただきます。9ページをお開きください。11款交通安全対策特別交付金1項1目交通安全対策特別交付金は、交通反則金の収入を各地方公共団体に配分されるものであります。

12款分担金及び負担金1項2目土木費分担金の河川費分担金は、急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金です。

次に、11ページになります。13款使用料及び手数料1項6目土木使用料の道路橋りょう使用料、都市計画使用料及び港湾使用料は、市道や公園、港湾等における電柱、電話柱の占有料が主なものであります。住宅使用料については、備考欄記載のとおりですので御覧ください。

い。

次に、14ページをお願いいたします。14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は、道路10件、河川12件の災害復旧工事に係る国の負担金であり、補助率は66.7%です。

次に、15ページをお願いします。2項7目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金は、道路改良事業及び橋梁修繕事業に対する補助金であり、補助率は道路改良53%、橋梁修繕58.3%です。次の都市計画費補助金は、番所丘公園園路改修工事及び総合運動公園野球場スコアボード改修工事に対する補助金であり、補助率は50%です。次の住宅費補助金のうち空き家再生等推進事業は、危険空家等解体撤去事業に対する補助金であり、補助率は50%です。

次に、19ページをお願いします。15款県支出金2項7目土木費県補助金のうち河川費補助金は、火口地区県単急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金であり、補助率は50%です。

次に、25ページをお願いします。20款諸収入5項2目弁償金のうち都市建設課分は、ガードレール原状回復費用に係る損害賠償金です。

次に、28ページをお願いします。4目雑入の都市建設課所管の主なものは、瀬之浦農村公園遊具設置工事に対するコミュニティー助成事業助成金です。

以上で、都市建設課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

白石純一委員

成果説明書の181ページ、番所丘公園オートキャンプ場の整備ですけれども、事業の成果の1行目の真ん中ほど、公園管理事務所内へ整備予定であるシャワー施設の詳細設計を行ったということですが、これ、公園管理事務所内ではなく、よりキャンプ場に近い、トイレの改修をされたと思うんですが、そのトイレの近辺とか、よりキャンプサイトに近いところに建てなかった理由は何でしょうか。建てようとしめない理由は何でしょうか。

池田都市建設課長

トイレの近くに建設をするということであれば、建物からの設置ということになることから、今、既存の事務所がありますので、そちらのほうで設置をするということを決めたところでございます。

白石純一委員

つまり費用の問題ということですよ。実際にキャンプ場を利用する方の目線でいうとやはり近いほうがいいわけで、深夜、そのキャンプ場から女性や子供が1人で行き来するにはかなりの距離があると思うんですよ。よりキャンプ場に近いところであれば、そうした安全面もある程度は担保できると思うんですけれども、したがって、利用者目線からちょっとずれてるのではないかなと思うんですが、この管理棟内に計画されるということ、工事が実際に始まろうとするまで指定管理者の方々は知らなかったようです。全くその運営の方々の意見も聞かずに、また、このキャンプ場の計画自体そのものもほとんど運営者の御意見を聞かずに進められているようなんですけれども、実際に使われるお客様、層に普段接しておられる運営者の方々を、計画段階から意見を聞いたり、策定の中に入れて計画をされている。そして、計画ができた時点で運営者の方にこうだよと。そして事務所の中で、倉庫や会議室がなるということで非常に驚かれておられるようなことも聞いておりますが、その辺りは何の問題もないとお考えですか。

池田都市建設課長

指定管理者とは事前に話をさせていただいて、管理事務所の中にシャワー施設ということは話をして、そのときにですね、倉庫がないという話は聞いておりますので、そこは今後、何らかの対応をしていくというふうに考えておまして、指定管理者のほうからはですね、そういう何も聞いていなかったとかいう話ではなくて、了解の上に進めているというふうに市としては考えているところでございます。

白石純一委員

そのように市が感じていること自体が運営者の方々からすると不満のようですので、その辺りはもっとしっかりですね、コミュニケーションを事前に、早めにとって、運営者の意見を十分に聞きながら、計画段階から加えてしないと、できてからその運営者の方々が運営するのに支障があるのでは困るわけです。ちなみに、この事務所内のシャワー施設は24時間使えるんですか。そのアクセスは、事務所が閉まった後でも使えるんですか。

宮路都市計画係長

管理事務所の中のほうについてですけども、深夜については鍵を施錠する予定でいます。24時間の対応は今のところ考えていません。

白石純一委員

事務所が閉まった後も使えるんですか。

宮路都市計画係長

今、現行では、5時で指定管理者のほうで帰られると思うんですけども、今度、キャンプ場を開場した際には管理者の方は9時ぐらいまでをめでに残っていらっしゃる形式をとらせていただくように考えています。

白石純一委員

そのことは事前に了解済みで、指定管理の委託料も当然上がるのではないかと思います。その辺はどうなんですか。

池田都市建設課長

そこについては指定管理者とも話をしておりますし、指定管理料の中にも金額は含まれております。

白石純一委員

昨年か一昨年でしたが、指定管理の契約を更新するときに、それは管理の時間を長くすることで指定管理料に含まれているということではないんですか。

池田都市建設課長

そのとおりです。

白石純一委員

別件ですけども、183ページ、成果説明書。サンセット牛之浜景勝地。これもですね、基本計画の段階で、運営の立場がよく分かっていらっしゃる商工業者、あるいは物産業者、あるいは観光の組織、こういった方が含まれていないと思うんですけども、そうした形で基本計画を立てて、本当に利用者目線あるいは運営者目線の施設ができるのでしょうか。その辺りは全く問題ないとお考えですか。

池田都市建設課長

すみません。基本計画につきましては、策定に携わっているのは企画調整課でありまして、予算上は都市建設課の予算になっているものですから。詳しい中身については、私どものほ

うではちょっと答弁はできないというふうに思っております。

白石純一委員

全く、その辺は把握していないわけですか、ただ造るだけで。そうした基本計画の段階で、商工業者あるいはJAとか、漁協とか、あるいは観光推進組織とかそういった方が入ってなくても十分な基本計画ができたとお考えでしょうか。お答えできなければ総括で伺います。

池田都市建設課長

協議会のメンバーを見ているんですけども、商工会議所のみということで。後のどういう経緯でというのは、ちょっと私どものほうでも把握をしておりますので、そこの答弁はちょっと控えさせていただきます。

白石純一委員

その辺のですね、縦割りじゃなくてですね、やはり、一つのものをつくる大きな予算をかけて市の大きなプロジェクトなわけですから。その辺りは、もう少し連携をしっかりとって、ある程度応えられるような体制を組んでいただきたいと要望します。

竹原信一委員

成果説明書の160ページ、道路台帳整備事業。これ委託するんですけど、ほかに道路台帳整備補助1名というのがありますね。これが必要な理由を教えてください。

花田維持係長

今お話がありましたとおり、台帳につきましては、前年度に改良、新設等をしましたところを図面の作成と数値等の再確認を業者のほうに委託を行いまして、あと、また、次年度についても、工事をしている中で数値を少しずつまとめていくものですから、それに伴う作業等をですね、台帳の補助ということで仕事をお願いしているところであります。

竹原信一委員

どういう人を。そういう経験のある人とかそういう方を入れるんですか、そこには。

花田維持係長

会計年度任用職員ですので、阿久根市で採用をされてですね、経験は、実際のところない方がお見えになって。それでまた、その指導につきましては、維持係の職員で指導しまして、作業を行っていただいているところであります。

竹原信一委員

161ページ、清掃活動などについてなんですけれども。市がやれば金がかかるから、住民を安く使おうという発想に見えるんですけども、この考え方でよろしいでしょうか。下のほうですね。直営あるいは民間事業者に委託すれば高額になってくる。お金がかかって十分な対応ができなくなる恐れがあるので、住民による清掃活動を促す。安上がりにしようという発想なんですか。そのようにしか見えませんが。

池田都市建設課長

安上がりというわけではないですけど、やはり皆さんが使う道路ですので、道路愛護とかそういうのを持ってもらって、そういうのを含めて市道の清掃をしていただいているというふうに考えているところでございます。

竹原信一委員

答弁としては非常に苦しい感じがしますが、もう高齢化が進んできてですよ、実際の話は難しいですよ、住民主体って。市道なんだから主体は市でしょ。主体は市なんですよ。節約する、基本的に節約するという考え方で住民を。無理だと思いますよ、今後もう。体制

をしっかり市役所のほうがつくっていかない限り、維持ができない。もうどうかすれば、住民のほうに移住してもらわなきゃいけない。そんな状態にもうなってきたるじゃないですか。住民主体にすると、主体というか集落に任せて、草刈りに参加しなかったら罰金取るって、あちこちでやられてますよ。どうなんでしょう、そういうのは。集落の中に共生の関係をつくるといことが、こういったことによって起こっております。よく考えたほうが良いと思いますよ、今後。

次、162ページ、地域高規格道路。これについての陳情とかいう話なんですけども、実際の話、産業の活性化が、この道路ができることによってですね、実際に産業の活性化は見込めませんよね。この高規格道路ができれば通り抜けていくわけですから。そこら辺の理解はされていらっしゃいますか。

池田都市建設課長

道路ができることによって、市内で生産されたもの等をですね、素早く物流にも乗せられるということがありますので、そういうことは考えていないところでございます。

竹原信一委員

日本中あちこちで実際に起こっていることを、少しは勉強されたほうが良いと思います。高速道路ができて寂れてしまう。そんなことだらけじゃないですか。だから、ここに、こういったものに使う文章もですよ。とにかく造ればまちの活性化につながるんだという、事実とは異なる表現をしてはだめですよ。

次に行きます。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

ちょっと待ってくださいね、竹原委員。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

牟田学委員

成果説明書の167ページ、確認ですけど、大辺志線です。課題のほうで、用地交渉についてはコロナ禍で進んでいないようなことを書いてありますけれども、もう3年、4年ぐらい経つのかな。用地交渉ができるていないところが道幅が狭くて、危険とかですね、両方から茂ってきて。今、交渉はどういう状態なんですか。

小筋建設課長補佐兼建設係長

折口大辺志線で交渉ができていない場所が4筆ございます。そちらにつきましては、関係者の1名の方が東京のほうにいらっしゃいまして、手紙を出しても、以前会いに、家のほうに行ったりしたんですけども、そちらも出てきていただけてないという状況で、そのためにちょっと進んでいないところが4筆ございます。

牟田学委員

はっきり分からないんですけど、法律が何か変わって、公共工事、公共施設に関しては、そういう事例がずっと全国であるわけで、代執行じゃないんですけど、何かそういう形でできないものでしょうかね。

池田都市建設課長

今のところはですね、そういったことはできないと考えております。

牟田学委員

東京の方だと思っておりますけど、私も分かっていますけど、全然相手をしてくれないんですか。

小筋建設課長補佐兼建設係長

手紙への反応及び家に行って玄関前なんかで待っていても会えていないという状況になっております。

濱門明典委員

令和3年度決算に関する説明書の一般会計の分ですね、63ページの市道尻無浜線の村上線ですね。ここもやっぱり3年ぐらい前に、土地の承諾書をつけて要請してるんですが、どのような形になってるか教えてください。

花田維持係長

尻無浜上村線の件だと思うんですけども、昨年度、委託設計が完了しまして、今年度、買収に入っております。今、2件、契約まで完了してしましまして、すいません、ちょっと件数を覚えてないんですけど、あと数件ですね。一応、接触はできています。ただ、相続の関係で今ちょっと難航してまして、可能だとは思うんですけども、今年度中に用地のほうがうまくいけばですね、来年度以降、1年ないし2年で工事ができたらなというふうに考えております。

濱門明典委員

今、土地買収をされてるということなんですけど、私もちょっとお話を聞いたら、今、連絡がありましたと。非常に何か時間がかかっているような感じがしてですね。地元の方、あそこ、できるという話だったけどどうなってんだというような意見が出てるんですよ、今、あの上のほうに鈴木段自治公民館もできてですね、非常に、あそこを通る利便性が、非常に言われるもんですから、できるだけ急いでやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

竹原信一委員

165ページをお願いします。伐開業務を建設事業者へ委託してというふうにして書いてあるんですけども、内容のほうの伐木委託ということなんですけど、これも建設業者に出すんですか。伐木というのは専門業者がおりますよね。建設業者も実際には、伐木についてはそういったところに依頼するんですけども、阿久根市はどういうふうに行っているんですか。

花田維持係長

伐木委託につきましては、今回の場所もですけども、例年、高いところとか、大きな車が通ったりするのに支障があるところが地元から要望が来てですね、その、切ってもいいよという同意までいただいたところに対して、対応しております。施工の方法といたしましては、今、2年ですかね、クレーン車を所有している業者さんが受注をされまして、下請けで伐木をされているところを、一緒に作業されて、作業が完了しているような状況になっております。

竹原信一委員

ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかな。林業というか、そういったことをやってる業者さんが実際はやったりするわけですよ、大きな高い木とかね。そういったところに直接頼んでいるのか、それとも、建設業者にやっぱり頼むのかということなんです。

花田維持係長

すいません。私の確認不足でした。一応、建設業に委託をかけたしまして、建設業のほうは林業の方々に下請という形でお願ひをされて、作業をしているところです。

竹原信一委員

その価格の設定なんですけれども、例えばですね、林業を専門やってるところは、切った

木を片付けるときに、チップにしたり、あるいは、販売することによって、その差額を請求するような形でやることが多いわけですよ。ですから、前もって幾らぐらいと言ったら過大になるでしょう、過大というか高めになるじゃないですか。専門のそういったところは、最終的にその差額というか、それ以上かかった分だけを請求してくるというなことですごく安く上がるわけですよ。そういったことは御存じでしょうか。

花田維持係長

竹原委員がおっしゃるのは理解しております。木材屋さんには伐木した分を売れるというのは確認をしておりますので、当初、設計する中で見積りをとりまして、その見積りの中に、処分する分、ある程度売買できる部分というのを考慮していただいて、設計をしているところであります。

竹原信一委員

そこなんですよ。見積りして、それで確定するのではなくてですね、その差については、また調整しましょうねということをする、うまくいきますよ。そこは知っといてください。

次に行きます。次の172ページ、またこの道路交通安全設備。阿久根市は、ガードレールなどを設置はするけれども保全をしない。いつになったら保全を始めてくれるのでしょうか。保全の予定はどうなっておりますか。

〔発言する者あり〕

作りっ放しではいけないんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

花田維持係長

昨年ですね、数件、ガードレールの、さびたりとか破損している分の要望がありまして、それに関しましては、ここに書いてあります原材料費で、若干ですけどもガードレールを購入いたしまして、更新というか、取替えを行っております。それと、鹿児島県のほうからですね、使い古しなんですけども、まだ使えるようなガードレールをいただいて、それを今ストックしておりますので、また、自分たちもパトロールと、地元からの要望等で交換してくださいという要望がある分についてはですね、交換を検討していきたいと思っております。

竹原信一委員

塗装はしないと。交換だけでいくと。そういうことでしょうか。

花田維持係長

今のところ塗装は考えておりません。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書176ページ。下のほうの成果のほうにですね、交流人口の増加、関係人口の創出を図ることができた。実際の、人口という言葉が2回も使われているけれども、人口はどうなってますか。こういった地域の人口の創出、増加は起こってますか。

池田都市建設課長

この事業を行ったことによりまして、令和3年度実績でありますけれども、市外から6名の方が移住してきてるということで、こういうふうに記載させていただいたところでございます。

竹原信一委員

市内の移動が起こったということでありませうか。市外と言ったの、市内と言ったの。

池田都市建設課長

市外からです。

仮屋園一徳委員長

先ほども市外からと言われました。

〔竹原信一委員「分かりました」と呼ぶ〕

竹原信一委員

次のページ、177ページ。番所丘公園の件ですけれども、その利用についてですね、今もマスクなどが強制されたり、花見を禁止されたりしている状況があるのでしょうか。

池田都市建設課長

特段、禁止とかいうのはしていないところでございます。

竹原信一委員

看板も、マスクをしてくださいの看板はないということですか。

〔発言する者あり〕

池田都市建設課長

申し訳ありません。それについては、ちょっとそこまで把握はしていないところでございます。

竹原信一委員

これ、大事な話じゃないですかね。公園の状況を把握してるというか、利用者の立場、そこに来たときに、どんなふうになってるかっていうのを知らないというのは、よくないですよ。時々は見に行き、利用者がどんなふうな環境でこの番所丘公園を利用しているのかというのは、そこが基本であって、提供側じゃなくて、提供された側の視点に立って物事をやっていくべきだと思いますよ。御理解くださいね。

次、行きます。178ページ、公園整備費用ということですね、財源内訳の市債のほかのその他というのは、これはどこからでしたっけ。右上のほうの。

池田都市建設課長

これについては、歳入のときも言いましたけれども、コミュニティー助成事業をいただいております。その分。コミュニティー助成事業ですね。

竹原信一委員

番所丘公園オートキャンプ場ですけれども。実際の話、これから先、幾らかかることになるんでしょうかね。

仮屋園一徳委員長

今のところはどこですか、キャンプ場は。今、質疑されてるのは、公園整備事業ですけど。

竹原信一委員

番所丘公園オートキャンプ場整備事業の中。今後幾らかけることになりましたっけ。

仮屋園一徳委員長

181ページですか。

竹原信一委員

181ページ。

池田都市建設課長

あくまでも概算ですけれども、5,000万程度を予定しているということです。

竹原信一委員

182ページ、ふるさと景観整備事業。これは、国道3号の海岸通りというのは、これは実際の話、国道工事事務所と連携の上でと書いてあるけど、土地的には阿久根市の土地だから、

阿久根市に責任がある範囲だけをやっているんですか。

池田都市建設課長

これについてはですね、阿久根市の土地ではなくて国道敷になりますので。国道事務所及び民有地もございます。

竹原信一委員

国道事務所の範囲だったら、お願いして向こうの予算でやってもらうのが本来ではないんでしょうか。いかがでしょう。

池田都市建設課長

以前、お願いはもちろんしてはいるんですけども、やっぱり景観という形ですね、市のほうで実施をしているところをございます。

竹原信一委員

やっぱりね、そこは相談に行くというかね、関係をよくして、国のほうでと言うか、やってもらう努力をもっとしてもいいんじゃないかと思いますよ。そこは市長を含めて頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それから……。

〔発言する者あり〕

休憩を入れてもらってもいいですよ。

仮屋園一徳委員長

いや、してください。続けてください。

〔発言する者あり〕

竹原信一委員

185ページ、寺山住宅敷地測量調査委託の話なんですけども。ちょっとよく分からないんですけど、これが、何と言いますかね、メリットがあるというか、調査することによって有効活用が可能になったって、もうちょっとよく分かりやすく説明してもらえませんか。

仮屋園一徳委員長

何の部分ですか。

竹原信一委員

185ページの1番下の寺山住宅敷地測量調査委託のところ。敷地内外の有効活用が可能になったというのはどういうことなのか教えてください。

池田都市建設課長

これについては、寺山住宅、団地ですけども、あれは開発行為で行っているものですから、事業の確定というかそういうことで、土地の確定測量を行ったところをございます。

竹原信一委員

有効活用というのはどういうことですか。

池田都市建設課長

土地が決まっておりましたので、全く。

〔発言する者あり〕

境界が不明瞭であったもんですから、そこを確定させたということで、今回のこの事業を行ったということです。

竹原信一委員

有効活用が可能になったということで、何か有効に使うという作業に入ったわけでも、有

効な何かが、有効に使う動き、考えがあるわけでもない。単に測量、分筆をただけですということでしょうか。

宮地都市計画係長

ももとの地籍の状態から、今の現況の形に分合筆を行って、阿久根市と鹿児島県の土地を明瞭にしたところであります。それに伴いまして、阿久根市の土地の部分については有効活用ができるという意味で記載したものでございます。

竹原信一委員

有効活用の予定はないというんですけど。

次の186ページ、住宅維持修繕事業の件です。いろいろやっていただいていることは、住民にとって助けになってると思いますけど。実際の話ですよ、都市建設の方々は、住宅の内部について、確認、様子を見たりしておられるのかなと。

仮屋園一徳委員長

竹原委員。その住宅の件については、今実施しましたこの件について関連してください。

竹原信一委員

では言い方を変えましょう。実際に皆さんが直接中を見て、流し台とか風呂釜とかあるじゃないですか。これは自分たちで、ほかの住宅なども確認して、これだけは必要だとされたのですか。それとも言うてくるまではやってないということなんですか。

脇園住宅対策係長

住民の方からの要望によるものが大部分でございます。その際には、会計年度任用職員の大工の方と一緒に現地を確認させていただいて、修繕が必要というところを判断して、必要な物資等を購入して、設置させていただいているところでございます。

竹原信一委員

今の答弁は、言うてくるまではやってないというふうに、今のとこ聞こえたところですけども。高齢者の方々はですね、特にそうなんですけども、言うもんじゃないというふうに思っていたりして。ひどい状態があるんですよ、もう底が抜けたり、なんだったり。そういったものを含めて、自分たちで見てですね、こっちはぴっかぴか、こっちはもうめちゃくちゃ、ぼろぼろというのは、よくないと思いますよ。同じ市営住宅で住んでいてですね。それは皆さんが全体を見て、するべきものは確認していくべきだと思います。どうかよろしくお願いします。

それから、189ページをお願いします。

〔発言する者あり〕

空き家率の減少を図ること。そして、外部改修工事。美観と耐久性が向上した。

これはやめときましょう。いいです。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

竹原委員。よく整理をしてください。

竹原信一委員

今の。これでいいです。

仮屋園一徳委員長

それでは、質疑はないようですので、認定第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔都市建設課退室〕

仮屋園一徳委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時8分～午前11時18分)

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、教育総務課、学校教育課、学校給食センター所管の事項について、審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

石澤教育総務課長

それでは、認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業成果説明書について、主なものを御説明いたします。

まず、教育総務課所管分として、主要事業成果説明書の197ページを御覧ください。10款教育費1項2目事務局費の学校規模適正化について、令和3年度の状況であります。保護者、地域住民の意見を踏まえ、第2次阿久根市学校規模適正化基本方針を策定し、令和3年7月から11月にかけて、保護者、地域住民への説明会を実施しました。さらに多くの意見を把握するために、令和4年3月31日を期限として、PTA、地域に意見を求めたところがあります。令和4年度において、PTA、地域からの意見等を基に、総合教育会議、阿久根市学校規模適正化協議会、教育委員会での協議を基に、令和6年4月の統廃合については白紙としたところです。

次に、199ページをお願いいたします。10款2項小学校費1目学校管理費の小学校校舎等維持修繕補修事業については、大川小学校体育館電源幹線修繕、西目小学校消防設備修繕など計54件の修繕を行い、安心・安全な教育環境の整備を図ったところがあります。

次に、200ページをお願いいたします。小学校校舎等整備事業については、阿久根小学校プール周辺石垣補修工事を行い、崩落の恐れのある石垣を積み直し、コンクリート等で補強し、児童の登下校時の安全確保を図ったところです。

次に、203ページをお願いいたします。2目教育振興費のICT環境整備事業は、国のGIGAスクール構想に基づく教育のICT化を図ることにより、情報通信ネットワークの活用を通じた情報処理能力の基礎を学ぶ教育環境を整え、情報化社会に対応していく力を備えるために、児童に1人1台の学習端末の整備が完了し、さらには、各学校のICT環境の整備及びICTを活用した学習活動の充実を図ったところがあります。今後は、ICT機器の効率的な活用による教育環境の向上が求められるところがございます。

次に、206ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費の中学校校舎等整備事業においては、阿久根中学校柔剣道場横トイレ改修工事、阿久根中学校耐力度調査業務委

託を実施したものであります。これにより、市内小・中学校の学校トイレ洋式化率は37.4%となったものでございます。

次に、207ページをお願いいたします。2目教育振興費の生徒通学支援事業については、三笠中学校に通学する旧隼人中学校校区内及び鶴川内中学校に通学する旧田代中学校校区内の生徒を対象とする通学タクシーを運行するとともに、令和2年度は、新たに旧大川中学校校区から阿久根中学校へ公共交通機関である路線バスを利用して通学する生徒の通学支援を行い、生徒の安全な通学手段の確保を図ったところです。

続きまして、学校教育課所管分として、210ページを御覧ください。10款1項2目事務局費のスクールソーシャルワーカー配置事業については、スクールソーシャルワーカーを2人雇用し、学校からの依頼に応じてケース会議や生徒指導委員会へ派遣し、学校と関係機関との連絡調整を行いました。必要に応じて、不登校になっている児童・生徒やその家族との面談を実施し、心のケアを行うことで不登校の解消に努めているところです。令和3年度からは、自立支援教室「あくねす」における対応も行い、学校に来ることができない児童1名、生徒1名の指導や保護者と面談を重ね、現在は登校に至っております。また、いじめ、暴力行為、非行・不良行為の問題、家庭環境の問題、心身の健康問題、発達障害等に関する問題等、教職員と連携を図りながら支援を実施しているところです。

次に、211ページをお願いいたします。1項4目教育指導費の英語教育支援事業については、小学校外国語科における指導の充実が図られました。また、中学校においては、ネイティブスピーカーが1名増え、ALTを加えると3名のネイティブスピーカーを雇用し、生きた英語に触れる機会を増やすことができました。

次に、212ページをお願いいたします。1項教育総務費4目教育指導費の市内小・中学校ICT支援業務委託については、児童・生徒への1人1台のタブレット端末の配付にかかり、教職員に対する技術指導及び操作の指導を職員研修として実施しました。また、校内のICT機器に不具合が発生したときの復旧支援においても活用が図られ、教職員の業務改善にも寄与しているところです。

次に、213ページをお願いいたします。2項小学校費2目教育振興費の理科観察実験支援事業については、小規模校において、実験の補助等、担任の負担軽減と安全確保が図られました。

次に、214ページをお願いいたします。2項小学校費2目教育振興費の阿久根よかところ教育キャリア推進事業については、子供たちの社会的職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育のため、本市で働いたり暮らしたりする魅力及び課題について、市内在住の方々が各学校で指導を行っております。

次に、215ページをお願いいたします。2項小学校費2目教育振興費の小学校特別支援教育支援員配置事業については、小学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童に対して、特別支援教育支援員を配置し、日常生活活動の介助や学習支援を行うことで、子供たちが充実した学校生活を送り、保護者が安心して子育てをする環境づくりが図られました。

次に、216ページをお願いいたします。3項中学校費2目教育振興費の中学校特別支援教育支援員配置事業についても、小学校と同様に、教育上特別な支援を必要とする生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、困り感を支援する環境づくりが図られました。

次に、224ページをお願いいたします。学校給食センター所管分として、10款6項4目学校給食センター運営費の学校給食業務委託については、給食調理業務、給食配送業務、給食

配送車両管理業務を委託により実施し、市内の小・中学校に1日当たり1,510食を安定的に供給したところです。

次に、225ページをお願いいたします。学校給食地産地消推進事業については、各学期ごとに1回、合計3回実施し、市内の小・中学校に地元産の食材を活用した給食を提供することにより、地産地消の取組及び地場産品を活用した料理等への児童生徒の関心を深め、食文化や地元特産品、地域の産業について学ぶ食育の取組を推進したところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の34ページに記載されており、令和3年度の事業評価は、ただいま御説明した理由や地元食材の使用率の実績等からB評価となっております。

以上で、主要事業の成果説明を終わらせていただきます。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。決算に関する説明書は68ページ、事項別明細書は45ページをお願いいたします。10款教育費1項1目教育委員会費の教育総務課所管分、1節報酬は、教育委員4人分の報酬が主なものであります。2目事務局費について、2節給料から4節共済費は、教育長及び職員9人分の人件費であります。教育総務課所管分は、7節報償費、18節負担金、補助及び交付金であります。7節報償費は、学校規模適正化協議会出会に係る出会謝金であります。18節負担金、補助及び交付金は、県教育委員会派遣指導職員5人分の負担金や協議会などの負担金が主なものでございます。学校教育課所管分の7節報償は、学校関係者評価委員謝金やスクールソーシャルワーカー及びスクールガードリーダー等の謝金が主なものであります。

決算に関する説明書は69ページ、事項別明細書は46ページをお願いいたします。3目教職員住宅費は、教育総務課所管分であり、教職員住宅の維持管理に関する経費であります。12節委託料は、シロアリ駆除委託、樹木伐採委託にかかる費用であります。16節公有財産購入費は、洗面台や換気扇等の購入に関する費用であります。

4目教育指導費は、学校教育課所管分であり、外国語指導助手1人及び英語教育指導助手4人分の1節報酬及び3節職員手当等が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は70ページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費の教育総務課所管分としまして、1節報酬は、学校図書司書5人、学校用務員8人及び建築技能業務員1人の9か月分の報酬であります。10節需用費は、各小学校に配分しました学校消耗品や電気水道料などの光熱水費のほか、校舎等修繕料が主なものであります。12節委託料は、警備業務ほか15件の委託料であります。14節の工事請負費は、阿久根小学校プール周辺石垣改修工事の工事請負費であります。17節備品購入費は、空気洗浄機の購入のほか、学校管理必要な備品購入に係る費用であります。

学校教育課所管分としまして、1節報酬は、学校医22人の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における児童の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

決算に関する説明書は71ページ、事項別明細書は47ページをお願いいたします。2目教育振興費の教育総務課所管分としまして、13節使用料及び賃借料は、小学校のICT機器等のリース料が主なものであります。17節備品購入費は、理科教育備品の購入に係る費用が主なものであります。19節扶助費は、特別支援教育児童学用品ほか7件の助成に係る費用であります。

学校教育課所管分としまして、1節報酬は、理科教育支援員2名、スクールサポートスタッフ1名及び特別支援教育支援員9名の報酬であります。17節備品購入費は、学校図書、授業で使用するプログラミング教材の購入に係る費用であります。18節負担金、補助及び交付金は、市内各小学校で実施している「阿久根よかところ」事業補助金が主なものであります。19節扶助費は、通級指導教室ほか1件の助成に係る費用であります。

決算に関する説明書は72ページから73ページにかけて、事項別明細書は47ページから48ページにかけてお願いいたします。次に、3項中学校費1目学校管理費の教育総務課所管分としまして、1節報酬は、学校図書司書3名、学校用務員3名及び建築技能業務員1名の3か月分の報酬であります。12節委託料は、市内中学校浄化槽管理業務、阿久根中学校1号棟ほか3棟耐力度調査業務、ほか12件の委託料であります。14節工事請負費は、阿久根中学校柔剣道場横トイレ改修工事に係る工事請負費であります。16節公有財産購入費は、阿久根中学校の特別教室用空調機器購入が主なものでございます。17節備品購入費は、空気清浄機など学校管理に必要な備品を購入しております。

決算に関する説明書は73ページをお願いいたします。学校教育課所管分としまして、1節報酬は、学校医12名分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

次に、決算に関する説明書は73ページから74ページになります。2目教育振興費は、教育総務課所管分としまして、13節使用料及び賃借料は、中学校のICT機器等のリース料が主なものであります。17節備品購入費は、理科教育備品の購入にかかる費用が主なものでございます。19節扶助費は、特別支援教室生徒学用品費ほか5件の助成に係る費用であります。

学校教育課所管分としまして、1節報酬は、特別支援教育支援員3名分の報酬です。18節負担金、補助及び交付金は、地区中学校体育連盟負担金、市内各中学校で実施している「あくねよかところ教育」事業に対する補助金ほか3件の補助金であります。

次に、事項別明細書は49ページになります。4目1項幼稚園費の18節負担金、補助及び交付金において「あくねよかところ教育」事業として、市内の私立の認定こども園に助成したものであります。

次に、決算に関する説明書は78ページ、事項別明細書は52ページをお願いいたします。6項4目学校給食センター運営費につきまして、1節報酬は、学校給食センター事務補助1名の報酬が主なものでございます。2節給料から4節共済費までの支出済額は、職員1名分の人件費が主なものでございます。12節委託料は、衛生保守管理業務や学校給食業務ほか10件の委託料であります。17節備品購入費は、老朽化した丸形フライヤーの更新を図ったものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、学校給食地産地消推進事業に係るものが主なものでございます。

次に、歳入について、決算に関する説明書で御説明いたします。

決算に関する説明書10ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金2項3目教育費負担金1節小学校費負担金及び2節中学校費負担金は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金であります。

次に、11ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料1項7目教育使用料のうち教育総務課所管分としまして、1節教職員住宅使用料は、教職員住宅における電柱等の占用料であります。2節小学校使用料及び3節中学校使用料の主なものは、学校開放における屋内運動場の照明施設使用料であります。

次に、15ページから16ページにかけてでございます。14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費等に係る児童生徒の扶助費、新型コロナ感染症対策に係る学校保健特別対策事業に対する補助金であります。

次に、19ページをお願いいたします。15款県支出金2項9目教育費県補助金のうち学校教育課所管分としまして、1節教育総務費補助金は、スクールガードリーダー配置事業に伴う補助金であります。

次に、21ページをお願いいたします。3項9目教育費委託金2節小学校費委託金は、スクールサポートスタッフ配置事業に伴う委託金であります。次に、16節財産収入1項1目1節土地建物貸付け収入のうち教育総務課所管分は、教職員住宅として校長・教頭等住宅22件分の家賃収入であります。

次に、22ページをお願いいたします。2目1節利子及び配当金のうち教育総務課所管分は、奨学金貸付け基金及び瀨風ゆめみらい奨学金貸付け基金利子であります。

次に、28ページをお願いいたします。20款諸収入5項4目20節雑入のうち教育総務課所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料や各小中学校等の原子力立地給付金が主なものでございます。

学校教育課所管分としまして、会計年度任用職員の雇用保険料が主なものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。学校給食センター所管分の主なものは、原子力立地給付金であります。

次に、31ページをお願いいたします。21款市債1項9目教育債のうち教育総務課所管分として、2節小学校債は、阿久根小学校プール周辺石垣補修工事に係る費用の財源分として、3節中学校債は、阿久根中学校柔剣道場横トイレ改修工事に係る費用の財源として充当したものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

197ページ。方針を2年後の統廃合をなくしてということですが、方針自体は変わらないわけです。ただし、10名を追加し、このような結果になった。つまり、10名を追加する以前にできた方針は、この10名を追加する前の協議会の構成員によるものであり、私は撤回すべきだと思うんですけども、そういったことはこの年度ではなかったんでしょうか。

石澤教育総務課長

この10名につきましても、基本的方針につきましても、十分説明をいたしておりますので、それは、引き続き10名の方も御理解をいただいているものと考えております。

白石純一委員

教育長はですね、田代小については2年後の廃校も地域の総意だということをおっしゃっておられるようですが、必ずしも私は地域の方に伺ったらそうではないというような印象を受けたんですけども、その辺りは把握されていますか。

石澤教育総務課長

田代小学校につきましても、現在、休校の状況でございます。今後、また、地元の方と

協議を重ねていくということで考えております。

白石純一委員

次の項目。説明書203ページのICT化ですけれども。このパソコンは、児童・生徒は夏休みなどですね、自宅に持ち帰ってドリルとか宿題をするようにはアレンジされてるんでしょうか。

北学校教育課主幹兼指導係長

令和4年9月から全学校で持ち帰りを実施するという事について、情報部会で検討を重ねておまして、実際には今年の夏季休業中に2校が持ち帰りを実施しております。

白石純一委員

211ページの支援員が2名、ネイティブスピーカー2名が中学校3校を巡回している一方で、小学校についてはネイティブスピーカー1名が巡回されている、9小学校に対してネイティブスピーカー1名というのは、余りにも少ないような印象なんですが、それは大丈夫なんでしょうか。

徳重学校教育課長

このネイティブスピーカーが本市に赴任した時点で、小学校にも派遣をしておりました。ただ、一番の問題点が、小学校のほうから、授業設計をする上で相談をするときに、なかなかネイティブスピーカーの場合、日本人の先生が難しいということで、現在のところは1名のALTを派遣しているところでございます。こちらのほうは、少し日本語が堪能でございますので、授業設計について、授業計画について話ができるところでございます。

白石純一委員

先生とのコミュニケーションが取れないからということでは、何か本末転倒なような気がするんですね。児童のためのALTですから。その辺り、何とか改善していただいでですね、小学校にも、よりALTも回れるように強く要望します。

続きまして214ページ、よかところ先生。地元の大人が子供たちに教えるという趣旨だと思っておりますが、真ん中ほどの実施状況で、尾崎小は18名いらっしゃる一方で、阿久根小は1名ということで、何かこうアンバランス、児童・生徒の数と比較してもアンバランスな気がするんですが、もっと今少ないところの登録者数を増やす努力はされているんでしょうか。

北学校教育課主幹兼指導係長

学校のほうから上げていただいた先生方については、人数にばらつきがあるわけですが、市全体として35名の方々を登録いただいております。この方々について、どの小学校からも活用ができるように、今、準備をしているところです。

竹原信一委員

成果説明書の198ページをお願いします。授業の実施状況、黒板拭きクリーナー、クイックテント、洗濯機購入、こういったものがありますけれども、こういった日頃使うようなものなんですけども、これ、要望されてから実際に配置されるまで、どれぐらいの期間がかかったんでしょうか。

石澤教育総務課長

まず、このようなものにつきましては、ほぼ当初予算で予算をつけております。そして、学校のほうで必要な時期に申請されるという形になっております。

竹原信一委員

例えばですね、日頃使ってるやつが壊れた。そういったことで1年後にしか手に入らない

という体制ではですね、十分な教育環境とは言えないと思いますよ。すぐに対応できる体制をつくっていただくよう要望いたします。できるはずです。よろしくをお願いします。

次、207ページ。旧大川中学校から交通機関に対して、通学定期券の購入に対する費用を補助した。この補助は何%なんですか。

石澤教育総務課長

100%でございます。

竹原信一委員

分かりました。

次は213ページ。理科の授業において、外部人材を理科支援員として活用する。外部人材というのはどのような方をお願いされたのか教えてください。

徳重学校教育課長

2名とも元小学校の校長でございます。

竹原信一委員

理科の授業ですから。理科ということではなくて、適切ですね。何ですか。

徳重学校教育課長

2名とも元小学校の教員ですので、理科もずっと指導してきたものでございます。

竹原信一委員

分かりました。

では、215ページをお願いします。事業の成果。担任の一斉導入により指示が理解できない児童や学習に集中できない児童に対して、特別支援教育支援員による支援が行われたということなんですけども。ほかの課ではですね、例えば貧困者に、貧困の家庭の子供に対して勉強が遅れてることに対して支援のことが行われたわけですけども。これは、教育の一体化というかですね、やっぱりタイミング的に、小学校の一番大事な時期に基礎のところをやり過ぎ、見過ごしたという子供はずっと遅れてしまって、後々、中学校、高校、大学になっても重荷を引きずったという、大学に行けなくなったりすることがしばしば起こってるわけですね。こういったことに対して、一体化な取組というのを教育委員会として取り組む必要があるのではないかと思いますよ。貧困の家庭については、その辺についても教育委員会との相談の上に行われているのかどうかも含めてお答えください。

徳重学校教育課長

今、貧困家庭と特別支援教育との関係というところをお尋ねだったかと思いますが、特別な支援が必要な子供たちというのは、あくまで、その子供たちが現在有している力であったりとかそういったものを検査であったり面談だったり判断して、対応しておりますので、一概に貧困家庭と特別な支援が必要な子供たちが重なるということはないと考えております。

竹原信一委員

そっちのほうの、貧困のほうについての学力の状況みたいなものについては、把握はされて、対応は考えたりしたことがあるんですか。

徳重学校教育課長

福祉課が開催しています学習指導の子供たちがどなたなのかということも、福祉課とも相談した上でやっているところです。

竹原信一委員

大変重要なことですね、やっぱり同じ教室で勉強して非常に遅れている、この同じよう

に教育をするわけじゃないですかね。あれっていうのは結果的にあんまりいい成果じゃなくて、遅れてしまう人たちに対しては特別な支援を、そしてそれが貧困であるとか、障害があるとかっていうのは、両方を含めてあるレベルのベースをしっかりと小学校のときに助けることによって、後の人生が変わってくるということなんですので、トータル的な考え方を持って取り組んでいただきたいと思います。

山田勝委員

成果説明書にも何も関係ないんですけどね、私は、本会議で教育長に濱風ゆめみらい奨学金の貸付金についての話をしました。ですから、これは基金の調書ですので、財政課かもしれませんが、私の考えではこの基金の取扱いを教育委員会ですてると思うんですよ、奨学金ですからね。違いますか。私たちはしてませんと言えればいいですよ。

石澤教育総務課長

この基金につきましては、教育総務課で所管しております。

山田勝委員

例えばですね、この前も言ったんですけど、ゆめみらい奨学金貸付基金についてはですね、9,900万円ですよ。だから、もう既に5年経とうとしてますよ。私は、この前も言ったように、小学校の何らかの過程でですね、そういう制度があるんだよということで、子供たちに医者になる方法を、道を教えてあげないことにはですね、なる子はいないですよ。だから、教育の大事というのは、どこでそういうボールを投げていいかと、私は思ってるからこういう話をするんですが、学校教育課長どうですか。

徳重学校教育課長

今、委員がおっしゃったことは、私どもも大変重要と考えております。その一つとしてキャリア教育が行われております。キャリア教育の中で、将来の自分を見つめながら、自分の夢や希望をかなえるために頑張っていくように、現在も指導しておりますが、委員がおっしゃる、濱風ゆめみらい奨学金に関しても紹介をしていければと考えております。

山田勝委員

これは私の主観かもしれませんがね、医者の子供はよく医者になりますよ。そういう子供たちは、もう小学校から特別の学校に行きます。特別な学校にですね。普通の学校に残ってる、小・中学校に残ってる子供たちはですね、医者とか何かとかというですね、特別の、世の中で言う出世というようなすてきなそういう仕事はね、眼中にないんですよ。自分の目の中にないんです。考えの中に。だから、そういうやっぱりね、夢の部分について、小学校の時点から何らかの形でね、あなた方が学校にボールを投げて、そして、阿久根市にはこういう奨学金があるんだよという話をしてやらないと。そうしたらね、私は、案外阿久根の子供たちもね、医者になる子が出てきたり、それぞれ出てくると思いますよ。だから、キャリア何とかということもだけど、そういう現実にある、こういう基金の話をしてやらないといけないと私は思います。いかがですか。

徳重学校教育課長

先ほども申し上げさせていただきましたが、その中で、濱風ゆめみらい奨学金についても紹介していきたいと考えております。

山田勝委員

ぜひしてください。そうしたらね、あの子もあの子もというように、子供たちは自分の夢の範囲内に出てくるでないとね、その気にならないですよ。だから、その気にならせるよう

な、そういう教育をしてほしいなと思ってますのでよろしくお願いします。

中面幸人委員

成果説明書の203ページ。今後の認識のために。教育関係にはなかなか予算がつきにくいのでちょっとお聞きしたいんですが、203ページのICT環境整備事業について、決算額を見れば結構大きな3,300万という金額で、私的には国が進めている事業なので、案外、国の事業で振り替えるだけだと思ったんだけど、全て一般財源になっているんですが、国が進めてる大きな事業なのに今後もこんな感じになるのかなと思って、お聞きしたいんですが。

石澤教育総務課長

機器の購入につきましては、国の補助金がついておりますので、今後、機器が更新される際は、日本全国同時期になるかと思っておりますので、やはり国が推し進めている事業ですので、それなりに国のほうが補助という制度を考えてくれるものと考えております。

中面幸人委員

安心しました。一つだけですね。せっかくこうして全員子供たちが、機器を揃えられたので、情報社会に対応していくための効果を上げなければならないと思うんですが、まず第一にですね、今後またコロナ感染が拡大するかもしれませんけども、これもう、リモート教育というのもできるんですか。

北学校教育課主幹兼指導係長

現在も、不登校の児童・生徒あるいは不登校支援教室等の生徒に対して、実際行っております。また、中学校においても不登校生に対して行っております。コロナ禍において、まだ今後、そういう状況が出てきた場合には、環境的にも実施することが可能でありまして、各学校でも実証授業を進めているところですよ。

山田勝委員

成果説明書の209ページに、今、中面議員の言う質問の中から、ちょっと私もあれっと思うんですけどね。小中学校ICT機器等リース（中学校分）1033万7000円とあるんですが、これは一般財源で見ないといけないわけですか。

石澤教育総務課長

この機器の購入につきましては、令和元年度、国に先立ちまして阿久根市が単独事業で、リースでもって機器を購入いたしております。令和2年度につきましては国の補助金があったということで、これは令和元年度購入した分の機器のリース料ということになっております。先ほど、中面委員にもお答えいたしまして、国がそういった形で事業を推し進めて、令和2年度は補助があったということですので、今後はそういった補助事業等も考えられるということでございます。

山田勝委員

そうなら、阿久根市は、ほかの自治体、国より一歩先んじて、ICTの教育の整備事業をやったからこういうことだったと思いますね。

学校教育課長、そのどこよりも先んじてやったという成果が見られますか。

徳重学校教育課長

パソコンを1人1台導入したということの成果が即見られるかと申しますと、やっぱり難しいものでございます。毎日使う中で、子供たちが使い慣れて、そして活用できるようになって初めて、情報の活用能力というところが上がってくると思っておりますので、また、教員の研修も含めて、今後も継続して指導してまいりたいと思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ほかにないようですので、認定第1号中、教育総務課、学校教育課、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室〕

仮屋園一徳委員長

午前中の部を終了し、休憩に入ります。

(休憩 正午～午後1時)

〔生涯学習課入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

日程第1号中、生涯学習課の所管する事項について説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。生涯学習課所管の事業の記載範囲は、217ページから223ページまでとなります。第10款教育費5項1目社会教育総務費、学習推進事業については、生涯学習の推進と社会教育の充実のために、217ページに記載のとおり取り組みました。生涯学習講座、家庭教育学級や高齢者学級を開設し、感染対策の徹底を図りながら、学びのできる環境づくりに努め、生きがいを持って社会に参加できるよう学習機会の提供と機会の充実に努めました。令和2年度、コロナ禍により、作品展示と活動紹介ビデオに変えて実施した生涯学習フェアについては、令和3年度は実施予定で準備しておりましたが、感染拡大を受けて急遽中止といたしました。

次に、218ページの第10款教育費5項1目社会教育総務費、青少年育成事業ですが、これにつきましても、コロナ禍の影響で、阿久根キッズスクールは令和3年度も宿泊なしに2日間というスケジュールで阿久根の自然を楽しんでもらおうと阿久根大島探検等を実施いたしました。子供スケッチ教室は開催できましたが、星空観望会は残念ながら中止となりました。阿久根の自然を生かしたこれらの体験活動は、夏休みの行事として定着してきており、青少年の健全育成だけではなく、郷土阿久根を愛する心を育むことにつながっていると感じております。そのほか、ジュニア・リーダークラブBANBIと子供会活動についても、次代を担う青少年の育成として取り組みました。なお、学習推進事業、青少年育成事業については、まちづくりビジョンの取組状況の36、37ページに記載されており、令和3年度は、生涯学習講座参加者総数は1,944人と昨年度の2,236人と比較して292名の減となり事業評価をB、学校応援団ボランティア活動総数は911人で、昨年度1,023人と比較して112人の減となり昨年度同様事業評価D、学校家庭教育学級参加者数は1,260人で昨年度1,146人より114人の増と

なり事業評価B、ジュニア・リーダークラブ会員は14人で昨年と比較して3人減となり事業評価Dとなっております。

219ページ、第10款教育費5項1目社会教育総務費、自主文化事業についてであります。事業の実施においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら行わなければならない、コロナ禍の影響で昨年度から延期となった事業をはじめ、開催を延期しながら実施しました。文化芸術の振興及び鑑賞の機会をつくるため、年間を通して九つの事業に取り組み、計画していた事業を全て実施いたしました。主要事業の成果説明書のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けましたが、1,803名の入場があり、昨年度より600名増加いたしました。特に、清塚信也コンサートでは、久しぶりにホールが満員となり、2時間にわたる清塚信也さんの繊細かつダイナミックな演奏とユーモアを交えたトークに会場は魅了されました。また、リハーサル風景のインスタグラムライブ配信では、風テラスあくねホールの音の響きやFAZIOLOピアノの音色のすばらしさとふるさと納税でFAZIOLOピアノ体験ができることなどもしっかり宣伝していただきました。特産品についても、SNSで発信され、全国から阿久根に興味あるフォロワーが掲載されました。令和元年度の風テラスのオープンに合わせ開催を予定しており、延期していた、待ちに待った2年越しのアクネ大使ミュージックフェスティバルを開催いたしました。アクネ大使のかなぶんや氏の司会と、松本圭使、川畑麻衣子、富貴晴美、佐潟武、沖吉けいこさんによるジャズや映画音楽、童謡など多彩なジャンルの音楽が披露されました。音楽童話「セロ弾きのゴーシュ」は、1月29日、30日に、市民参加型のワークショップとミニコンサートを開催し、2月27日には本公演を開催しました。ワークショップでは、応募された児童・生徒をはじめとする市民の方々が、演出家や朗読家の指導を受け、演出家から、素直に前向きに取り組み、初日とは見違えるほどの成長が見られたとの講評があり、参加された方からは、貴重な経験となった、今後に生かしたいとの感想をいただきました。この事業は、決算に関する説明書29ページの中程にあります。地域の文化芸能活動助成事業の助成金160万円を利用して取り組んだ事業であります。今後もこのような市民参加型のイベントを増やしていけたらと思っております。

220ページの第10款教育費5項1目社会教育総務費、阿久根洋画展であります。感染症の影響により当初開催を予定しておりました8月28日から9月5日までを変更して、9月23日から9月30日までの8日間で開催しました。市内外から、ジュニアの部に1,334作品、一般・高校生の部に157作品の応募があり、来場者は1,081名でした。開催中、本市が台湾台南市善化区と友好協定を締結していることから、台湾の美術界に多大な貢献をした宮崎県出身の塩月桃甫のドキメンタリー映画をあわせて上映いたしました。

221ページの第10款教育費5項2目公民館費、自治公民館整備事業であります。令和3年度は、瀬之浦上区自治公民館の空調機等取替工事のほか9件の自治公民館の改修工事等に係る補助を行いました。地域コミュニティー活動の拠点として、また、地域の憩いの場でもある自治公民館の整備を行い、地域コミュニティーの維持、活性化を図るため、自治公民館整備の実施に当たっては、できる限りの予算の確保に努めてまいりたいと考えております。また、222ページにありますように、鈴木段区自治公民館に対し、自治総合センターのコミュニティーセンター助成事業を利用して、公民館の新築と机・椅子等ほか備品の整備に対し補助いたしました。

223ページの第10款教育費5項3目図書館費、図書館運営事務であります。申し訳ありませんが、図書購入冊数に誤記載がありましたので修正をお願いしたいと思います。一般書

1,190冊、児童書918冊、合計2,108冊に訂正をお願いいたします。今後このようなことがないように注意してまいりたいと存じます。大変申し訳ありませんでした。図書館の運営についてですが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、図書館蔵書管理システムを導入し、令和3年度から運用したところですが、利用者は感染拡大前の利用者数には届いていないところであります。令和3年度末の図書館利用登録者数は1,418人となっており、蔵書管理システムを運用した予約件数は25件でした。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の36ページに記載されており、令和3年度の事業評価は、ただいま説明した理由からD評価となっております。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたします。

事項別明細書は19ページ、決算に関する説明書は38ページをお開きください。第2款総務費1項19目市民交流施設管理費は、市民交流センター管理にかかる費用が主なもので、執行率は97.8%であります。1節報酬は、自主文化事業等推進員1名と交流センター警備員2名、窓口事務補助員1名の報酬であり、事項別明細書20ページに記載の4節共済費の不用額は、自主文化事業推進員の共済費の不用額が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書39ページ備考欄に記載の衛生害虫等防除業務ほか13件の委託料であります。17節備品購入費は、風テラスホール用ピンマイク2台を購入し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、楽屋で使用するための加湿機能付き空気清浄機4台を購入したものであります。

次に、事項別明細書49ページ、決算に関する説明書74ページをお開きください。第10款教育費5項1目社会教育総務費は、社会教育の推進及び組織づくりのための費用が主なもので、執行率は94.7%であります。1節報酬は、社会教育指導員5人分の報酬のほか3件の委員報酬であります。7節報償費は、成人式記念品、生涯学習講座等講師謝金、あくね洋画展審査委員謝金ほかの講師謝金等であり、12節委託料は、自主文化事業をはじめ、市内12の小・中学校で実施した家庭教育学級や文化財草払い等の管理委託など8件の委託料であります。17節備品購入費は、市の視聴覚ライブラリー貸出し用DVDソフト3本を購入したものであります。18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載のとおり、みやまふれあいコンサート公演負担金ほか各種協議会等5件の負担金と校外生活指導連絡協議会ほか7件及び郷土芸能育成団体6団体への補助金であります。なお、文化財関係団体育成事業については、まちづくりビジョンの取組状況の38ページに記載されており、令和3年度は、文化財関係団体育成件数が6件となったことから、事業評価はAとなっております。

次に、事項別明細書は49ページから50ページ、決算に関する説明書は75ページをお開きください。2目公民館費は、公民館活動の充実を図り、地域の活性化の推進に係る費用が主なもので、執行率は96.9%であります。1節報酬は、脇本地区公民館及び中央公民館鶴見分館警備員4名分の報酬であります。12節委託料は、決算に関する説明書、75ページの備考欄に記載のとおり、脇本及び大川地区公民館の館内清掃業務ほか6件の委託料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、成果説明書221ページに記載しております。瀬之浦上区自治公民館の空調機器等取替工事のほか9件の自治公民館の改修工事等に係る補助等、222ページに記載しています鈴木段区自治公民館に対する公民館の新築と机・椅子等ほか備品の整備に係る補助であります。

次に、事項別明細書は50ページ、決算に関する説明書は75ページから76ページにかけてと

なりますが、3目図書館費は、図書館運営に係る費用が主なもので執行率は99.5%であります。12節委託料は、指定管理者であるNPO法人ふれでおに委託した図書館及び郷土資料館の管理委託料と図書館蔵書管理システム保守管理業務が主なものであります。17節備品購入費は、図書館の図書購入費であります。なお、図書購入につきましては、成果説明書223ページに記載のとおり、令和3年度は一般図書及び児童図書合わせて2,108冊を購入しており、年度末の蔵書数は8万4796冊であります。24節積立金は、基金利子分を積立てたもので、令和3年度末の基金残高は1003万54円であります。

次に、4目青年の家管理費は、青年の家管理運営に係る費用が主なもので、執行率は87%であります。10節需用費は、青年の家光熱水費が主なものであります。12節委託料は、青年の家管理業務のほか4件の委託料であります。

以上で、歳出に関する説明を終わり、次に歳入についてであります。歳入につきましては、決算に関する説明書により説明させていただきます。決算に関する説明書の10ページをお開きください。第13款使用料及び手数料1項使用料1目総務手数料1節総務管理使用料収入済額は、市民交流センター使用料であります。

次に、12ページの7目教育使用料4節社会教育使用料収入済額は、備考欄に記載のとおり脇本地区、大川地区公民館、鶴見分館及び青年の家の使用料であります。

次に、22ページの16款財産収入1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、備考欄の生涯学習課所管分に記載の読書推進基金利子であります。

次に、23ページの第18款繰入金1項9目読書推進基金繰入金は、図書購入費用の財源として、読書推進基金から繰り入れたものであります。

次に、29ページの第20款諸収入5項4目雑入20節雑入の生涯学習課所管分として、記載のとおり、雇用保険料ほか11件であります。主なものは、自主文化事業入場券販売収入、コミュニティー助成事業助成金、文化芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを支援する一般財団法人地域創造による地域文化芸能活動助成事業助成金であります。

以上、令和3年度歳入歳出決算について、生涯学習課所管分の説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹之内和満委員

決算に関する説明書75ページ、10款5項3目図書館費についてお尋ねいたします。先ほども説明があつたのですが、図書館蔵書管理システムですね。25冊ほどの予約があつたということなんですが、実際このシステムを利用した件数というのはわかりますか。検索の件数とか。

平田生涯学習課長

すみません。ちょっとここには資料も持ってきておりませんが、先ほど説明で申し上げましたとおり、蔵書管理システムを利用した予約件数が25件でありました。蔵書管理システムといいますのは、図書館の貸出し、返却全てを網羅しているものでありまして、件数についてはかなりの数になると思います。

竹之内和満委員

その本を探すような検索とか、どんな本があるか、そういうのをピックアップというのは

できないんですか。

平田生涯学習課長

蔵書管理システムは、パソコンからの検索機能ですので、その履歴について確認できるかと思いますが、こちらのほうには資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

竹之内和満委員

できたら資料を請求したいと思いますが、よろしいですか。

平田生涯学習課長

はい。後ほど資料お渡しできればと思います。

竹原信一委員

主要事業成果説明書の219ページ。事業の実施についてですが、入場者数が88名というのから543名という、多いのもあるんですけど、この集客の努力というかそういったものについて何か違いというのがあったでしょうか。

平田生涯学習課長

自主文化事業につきましては、全ての事業で、広報による周知、そしてホームページ、フェイスブック等活用し、また、市内の主要なところへポスター等を掲示して、広報活動に努めております。先ほど言われました88名、543名という同じ自主文化事業については、特段の差異はありませんけれども、市民の関心度といいますか、落語に対する関心度と清塚信也コンサートに関する関心度の違いがあらわれたのだと思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室、水道課入室〕

仮屋園一徳委員長

これより、認定第6号を議題とします。

水道課長の説明を求めます。

垂水道課長

認定第6号につきまして御説明いたします。

水道課の事業の決算書の7ページをお開きください。始めに、令和3年度阿久根市水道事業報告書の総括事項から御説明いたします。

新水道ビジョン基本計画、アセットマネジメント及び経営戦略を基に、中長期的な視点に立ち、施設の効率化に向け、令和2年度に引き続き、桜ヶ丘配水池の完成に向け、廻り配管布設工事及び外構整備工事を行いました。今後とも、安全で安定した水道水の供給を図るため、資産の現状と経営状況を的確に把握し、給配水設備及び老朽管の布設替工事を実施しながら、水道事業の適正化に努めていきます。

次に、業務量につきましては、令和3年度末は前年度に比べ給水戸数で135戸、給水人口で470人の減となっております。また、年間の有収水量は、前年度より3万5193立方メートル

ル、1.27%の増となりました。

次に、経営状況についてですが、総事業収益は、前年度より2405万3490円、3.91パーセントの減となりました。一方、総費用は、前年度より963万2013円、2.05パーセントの減となりました。損益勘定における収支は1億3206万3875円の当年度純利益となり、前年度より1442万1477円、9.84パーセントの減となりました。

次に、資本的収支につきましては、建設改良費が税込1億4741万9270円、企業債償還金が1億7671万7310円であり、資本的支出合計3億2413万6580円に対し、資本的収入は0円で、その収支差不足を過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。起債借入については、補填財源を確認した上で、後年度の企業債利息の負担抑制を優先し、借入れを行いませんでした。

建設工事の内容について、建設工事として、桜ヶ丘配水池増設事業に係る外構整備工事と廻り配管布設工事を実施し、改良工事として、市道遠見ヶ岡中線配水管布設替工事、第1水源地送水ポンプ（低区・中区）修繕工事、第4配水池改修工事、水産加工団地配水管布設替工事、大川水源地堆砂土砂搬出工事を実施し、施設の整備に努めました。

経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則の一部改正により、決算附属書類である事業報告書に経営指標に関する事項を追加することとされたことにより、8ページに令和3年度を含めた5年間の数値を新たに記載しました。経常収益を経常費用で割り算出する経常収支比率は100%を超えていますが、供給単価を給水原価で割り算出する料金回収率は100%を下回っていることから、経費削減などにより経営改善を図っていくこととしております。有形固定資産減価償却率と管路経年化率につきましては増加しており、施設の老朽化が進んでいることを示していますが、管路延長に対する更新管路延長が少なく、管路更新率は低いことから、引き続き計画的な施設更新に取り組み、水道水の安定供給を図ります。

次の8ページは、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定、変更に関する事項を掲載してございます。

次の9ページですけれども、建設工事・改良工事の概況をまとめて記載してあります。

決算書の1ページをお開きください。水道事業決算報告書により、予算額と決算額及びその増減について御説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。第1款水道事業収益は、当初予算額5億9089万3000円、補正予算額等0円に対し、決算額は6億3227万4076円であり、予算額に対し4138万1076円の増となっております。第1項営業収益の予算額に対する決算額の増は、水道料金調定額が予算額に対して1687万3680円の増であったことが主な理由です。第2項営業外収益の予算額に対する決算額の増は、簡易水道を統合したことによる長期前受金戻入の増加が主な要因となっております。次の第3項特別利益の予算額に対し、決算額が増となったのは、簡易水道特別会計が平成28年度から平成30年度までに申告納税した消費税に対して生じた還付金を特別利益として収入したことによるものです。

次に、支出について御説明いたします。第1款水道事業費用は、当初予算額5億4348万円、補正予算額等0円に対し、4億8658万4942円で、不用額5689万5058円となりました。第1項営業費用の予算執行残4571万2540円の主なものは、原水費の手数料、修繕費、動力費等の執行残などでございます。それで予算残額が1134万円程度。配水及び給水費では、旅費、備消耗品費、漏水調査業務などの委託料、賃借料、修繕費等の執行残などで、予算残額約1,146

万円、業務費の職員1名減による給料ほか人件費に関する予算、印刷製本費、通信運搬費、手数料等の執行残などで、予算残額約1,344万円、総係費の時間外手当や人事異動による各種手当、旅費、備消耗品費、印刷製本費、研修会負担金等の執行残などで、予算残額約432万円、減価償却費の予算残398万円、資産減耗費の予算残114万円などが主なものとなっております。次の第2項営業外費用の予算執行残718万2518円の主なものは、消費税・地方消費税の予算残です。第3項予備費の充用額はありませんでしたので、予算全額が執行残となっております。

次に、2ページをお開きください。資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。第1款資本的収入は、当初予算3000万1000円に対し、決算額は0円です。

次に、支出について説明いたします。第1款資本的支出につきましては、当初予算額3億5552万8000円、補正予算等はなく、決算額は3億2413万6580円となり、不用額は3139万1420円となりました。第1項建設改良費は、予算額1億7580万9000円に対し、決算額は1億4741万9270円となり、不用額は2838万9730円となりました。不用額の主なものは、原水設備改良費の工事請負費と委託料、配水設備改良費の工事請負費等の執行残です。工事内容につきましては、決算書9ページの建設工事及び改良工事の概況や12ページの重要契約の要旨に記載しておりますので御参照ください。2ページの続きですが、支出の第2項企業債償還金は、決算額1億7671万7310円であります。企業債償還については、決算書20ページから21ページにかけて企業債明細書に記載しております。この企業債明細書は、平成3年度から令和元年度までに、資金運用部資金などから借り入れた各企業債の一覧表であり、令和3年度末における未償還残高は、21ページの合計欄のほうに記載のとおり20億4034万9331円となっております。再度、2ページにお戻りください。第3項投資及び基金、第4項予備費については、執行はありませんでした。

次に、3ページの令和3年度阿久根市水道事業損益計算書につきまして、その主なものを御説明いたします。上から順に、1営業収益は、前年度と比較して245万4878円、0.60%の増となりました。内訳は、水道料金及び給水負担金による収益である給水収益が前年度比389万4778円、0.97%の増であり、消火栓維持管理費分他会計負担金、開栓・閉栓・検査・督促等の手数料等による収益であるその他営業収益は前年度比143万9900円、37.41%の減です。これは、児童手当支給対象者が減少したことなどにより、他会計負担金が減少したことによるものです。次の2営業費用は、前年度と比較して990万2949円、2.25%の減となりました。営業費用は、人件費や水道料金収納等の事務費、水道施設の維持管理等に要する費用であり、前年度と比較して、原水費が0.81%、配水及び給水費が11.55%、減価償却費が0.44%、それぞれ増となり、業務費が10.23%、総係費が39.23%、それぞれ減となりました。営業収益から営業費用を差し引くと2041万5102円の営業損失となり、前年度と比較して1235万7827円、37.71%の減となり、営業損益は改善しました。令和2年度に引き続き営業損失の計上となっており、今後においても給水収益の極端な増収は見込めないことから、より一層の経費削減に取り組み、営業収支の改善を図ってまいります。電気料金の値上げや人件費、材料費の上昇などが想定されており、難しい状況にあります。次の3営業外収益は、受取利息、他会計補助金、資本費繰入収益、原子力立地給付金等の雑収益及び減価償却に応じて取得時の補助金等を収益化する長期前受金戻入などで、前年度と比較して3517万6831円、16.86%の減となりました。このうち他会計補助金は、統合水道に係る普通交付税措置額分及び簡易水道事業分の企業債の令和3年度分償還金利子分のうち簡易水道債分の50%、過疎

債分の70%と児童手当の合計となっております。資本費繰入収益は、簡易水道事業分の企業債の令和3年度分償還金元金分のうち簡易水道債分の50%、過疎債分の70%の合計であり、繰入基準に準じた額を繰り入れております。この資本費繰入収益は、未処分利益剰余金を処分するときに積立金へ積み立てる処分を行い、後年度における資本的支出の財源として充当することで、最終的には資本金に組み入れることとなります。次の4営業外費用は、前年度と比較して27万936円、0.92%の増となりました。次の5特別利益は、1ページで説明しましたとおり、簡易水道特別会計が平成28年度から平成30年度までに申告納税した消費税に対して生じた還付金を過年度損益修正益として収入したものです。結果、当年度純利益は、前年度と比較して1442万1477円、9.84%の減となりました。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と今年度の資本的支出に補填した建設改良積立金であるその他未処分利益剰余金変動額の合計4億5879万4598円が令和3年度末における未処分利益剰余金となりました。

次に、4ページをお開きください。水道事業剰余金計算書です。左側の資本金につきましては、前年度の処分及び当年度の変動額はなく、令和3年度末における資本金は18億5520万2802円となっております。次の資本剰余金は、桜ヶ丘配水池に隣接する市有地を管理道路として水道用地としたことから、評価額1万550円を財産の受入として計上しました。次に、表の右側、利益剰余金のうち減債積立金は、新たな積立及び処分はなく、令和3年度末残高は5934万2000円です。建設改良積立金は5,000万円を積み立てました。また、令和3年度において、資本的支出の補填財源として組み入れたことにより、年度末残高は7億502万8593円となりました。この結果、令和3年度末における積立金の合計額は、減債積立金と建設改良積立金の合計7億6437万593円となりました。次に、未処分利益剰余金につきましては、令和2年度末における未処分利益剰余金2億6362万3316円から建設改良積立金に5,000万円積み立てたことにより、処分後残高は2億1362万3316円となり、当年度の純利益と建設改良積立金からの組入額を加算した結果、未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほど申し上げました4億5879万4598円となりました。

次に、下段の令和3年度の剰余金処分計算書につきまして御説明いたします。資本金及び資本剰余金につきましては、受入土地分の受贈財産評価額1万550円を資本金へ組み入れる処分とし、また、未処分利益剰余金につきましては、当年度末現在高から資本的支出の補填財源とした建設改良積立金分を資本金へ組み入れ、さらに、資本費繰入収益額以上を積み立てる必要があることから、建設改良積立金へ1億円積み立て、未処分利益剰余金の処分後残高を2億4568万7191円にしようと、第3回定例市議会において議案提出し、議決をいただいたところでございます。

次に、5ページの貸借対照表につきまして御説明いたします。資産の部の1固定資産につきましては、19ページをお開きください。固定資産明細書により御説明いたします。はじめに、当年度の増加額及び減少額について御説明いたします。有形固定資産の土地の増加額1万550円は、先に御説明いたしました桜ヶ丘配水池に隣接する管理道路用地の受入れによるものです。立木、建物につきましては、増減はございません。構築物の増加額1億2149万8184円は、建設工事のうち桜ヶ丘配水池廻り配管布設工事、第1水源地送水ポンプ修繕工事を除く全件と、令和2年度で実施し建設仮勘定としていました第4配水池耐震詳細診断及び耐震補強工事実施設計業務委託料の税抜額の合計です。減少額の1092万2414円は、配水管布設替工事により既設管の撤去による除却額です。次に、機械及び装置の増加額375万6130円は、第1水源地送水ポンプ修繕工事と新設量水器の税抜額の合計です。減少額3万8380円は、

廃止された量水器の除却額です。次に、建設仮勘定の増加額1500万7400円は、桜ヶ丘配水池外構整備工事と尻無第2浄水場管理橋設計業務委託の2件分を建設仮勘定として計上しております。減少額の623万9091円は、令和2年度で実施した第4配水池耐震詳細診断及び耐震補強工事実施設計業務委託料を構築物に移したものでございます。この結果、令和3年度末の有形固定資産現在高は86億4754万6017円となり、この額から右の減価償却累計額を差し引いた51億3340万2785円が、5ページにお戻りいただき、貸借対照表の有形固定資産合計額となっております。これは、前年度と比較して9262万8481円、1.77%の減となっております。

次の無形固定資産、投資は、前年度からの増減はありません。

次に、2流動資産についてですが、現金預金は、過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金などで、前年度末と比較して4771万7739円、4.13%の増となっております。未収金は、貸倒引当金を17万4000円引き当て649万1700円となり、引当前の額で前年度末と比較すると60万4280円、8.31%の減となっております。次の貯蔵品は、量水器16個分です。流動資産合計は、前年度末と比較して4710万5354円、4.05%の増です。資産合計は、前年度末と比較して4552万3127円、0.71%の減となりました。

次に、負債の部です。3固定負債のうち企業債は、1年以内に返済期限の到来しないものであり、引当金は、修繕引当金であり、固定負債合計は、前年度末と比較して1億7376万5364円、8.46%の減となりました。次の4流動負債のうち未払金は、第4配水池改修工事、桜ヶ丘配水池廻り配管布設工事、旧簡易水道施設中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託料、上水道中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託料、未払消費税などが主なものです。企業債は、令和4年度に返済する予定のものであります。引当金は、賞与等引当金で、令和3年度費用として計上したものであり、この引当分については令和4年6月支給の期末勤勉手当及び法定福利費に引き当てております。流動負債合計は、前年度末と比較して4768万2078円、21.75%の増となりました。次の5繰延収益のうち長期前受金は、これまでの減価償却に相当する分を収益化した長期前受金収益化累計額を差し引き、繰延収益合計は、前年度末と比較して5151万4266円、4.40%の減となりました。負債合計は、前年度末と比較して1億7759万7552円、5.16%の減となりました。

次に、資本の部の6資本金は、前年度からの増減はありません。次の7剰余金は、資本剰余金として、桜ヶ丘配水池に隣接する管理道路分の受贈財産評価額1万550円を計上しております。次の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で、利益剰余金合計は12億2316万5191円です。剰余金合計は、前年度末と比較して1億3207万4425円、12.10%の増となりました。資本合計は、前年度末と比較して1億3207万4425円、4.48%の増となりました。負債資本合計は、資産合計と同様に、前年度末と比較して4552万3127円、0.71%の減となりました。

次に6ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載してあります。

7ページから9ページは、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。

次に10ページは、漏水防止工事の件数、水道メーターの新設、取替等の件数、水道事業における業務量について掲載したものです。令和3年度における1立方メートル当たりの供給単価は144円52銭となり、1立方メートル当たりの給水原価は144円86銭となりました。前年度に引き続き、供給単価を給水原価が上回る結果となりましたが、人件費などの経費削減に努めた結果、給水原価は前年度より3円70銭引き下げることができました。引き続き、給水原価を抑える努力を継続してまいります。

11ページは、事業収入及び事業費用に関する対前年度比較。

12ページは、未収金及び未払金に関する事項と重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況でございます。

13ページは、期中に現金がどのように増減し、期末にいくら残っているのかを示すキャッシュ・フロー計算書です。資金期末残高は、期首残高より4771万7739円、4.13%の増となりました。

14ページから18ページは、収益的収支の明細書と資本的収支の明細書でございます。

19ページは、先ほど御説明しました固定資産明細書でございます。

20ページは、旧上水道事業において借り入れた企業債明細。

21ページは、旧簡易水道事業において借り入れた企業債明細と両方の合計の企業債明細書です。

以上で、令和3年度阿久根市水道事業会計決算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹之内和満委員

水道事業会計決算書の3ページ、令和3年度阿久根市水道事業損益計算書についてお尋ねいたします。営業収益と営業費用、営業損益が昨年よりは大幅、改善されているようですが、それでもやっぱり損失ですよ。それを埋めるのが営業外収益になっているんですが、営業外収益の4番目と6番目、資本費繰入収益と長期前受金戻入。これは収入を伴わない収益だと思うんですが、長期前受金戻入については、補助金を受けて資産を購入した場合にその補助金部分を一気に収益化するのではなくて、各年度に振り分けるといったものだったと思うのですが、資本費繰入収益がいま一つ、先ほどの説明では分からないんですが、記載した、どういう形で収益化してるんでしょうか。

垂水道課長

資本費繰入収益でございますけれども、先ほど一部触れましたが、これは、起債の元金の償還に対して補助あるいは交付税措置がされた分について、一般会計から企業会計のほうに繰り入れているものでございます。内訳としましては、簡易水道事業債、簡易水道で起こしたときの起債の償還の元金分。簡易水道では、簡易水道事業債と過疎債を利用しておりますので、それぞれ交付税の措置額が違います。簡易水道事業債の分につきましては元金の50%、過疎債につきましては元金の70%を交付税措置されておりますので、その分を一般会計から繰出金として繰り出していただき、水道事業会計では、この資本費繰入収益として収益化しているものであります。ですので、この資本費繰入収益につきましては現金が伴っておりません。これを財源として、当年度の起債償還に充てるのではなくて、翌年度以降の起債償還に充てると。起債償還はこの損益計算書に出てきません、元金についてはですね。資本的支出となっておりますので、補填財源で充てるということになっております。なので、本年度の利益金の剰余金処分案のところでも、一部、説明をさせていただいたんですけれども、この資本費繰入収益分以上の額を何らかの形で積立金として積み立てて、翌年度以降、その積立金を取り崩して、4条予算、資本的支出の中の起債償還元金に充てるということ。充てた結果、未処分利益剰余金変動額として計上されますので、損益計算書上は、それを資本金に組

み入れていくということになります。直接、本年度の元金償還に入れるということで、資本的収入として充てることも考えられないことはないんですけども、そういうことになると、一般会計側としては出資という形も出てくるかと。会計上の取扱いとか、あと、消費税の取扱いとか、いろいろ変わってきますので、近隣の市町村と会計処理の中をいろいろ確認させていただいたところ、今、我々がやってるこの処分が、ほとんどのところで取り扱われている処分の仕方というふうに理解をしているところでもあります。ですので、資本費繰入収益は、収益ですけども、使う道が決まっている収益でございますので、後年度以降の起債償還元金、それも簡易水道時代に起こした簡易水道債の起債の償還の元金に充てていくという性質のものでございます。

竹之内和満委員

分かったような、分からないような。長期前受金戻入も補助金、資本費繰入収益も補助金の対象にして、処理の仕方が違うということなんですかね。長期前受金戻入は、減価償却や耐用年数に応じた形で振り分けるんですよね、収益に。それとはまた、今の計算を聞いたら違いますよね。毎年同じような金額が計上されるわけではないということになりますね。どうでしょうか。

垂水道課長

長期前受金戻入につきましては、一定の固定資産、償却資産をですね、補助金あるいは寄附金とかで取得したときに、その財源として使用したのについて、先ほど委員がおっしゃられたように、減価償却の見合いによって各年度に収益化して割り振っていくということでございます。ですので、減価償却に応じて長期前受戻入は変わってきますし、残金、減価償却が終わった残価が少なくなればなるほど、長期前受戻入も徐々に減ってくるということになろうかと思えます。この資本費繰入収益は、償却資産ではあるんですけども、その起債償還の元金部分に対して交付税措置されているものを一般会計から水道事業会計に繰り入れているということでございますので、起債の元金に充てるということで会計処理をしているところでございます。これは、先ほど申し上げた一部未処分利益剰余金の中に含まれていった結果、これ、資本繰入収益以上の額を何らかの形で一旦処分をして、例えば、減債基金とか、建設改良積立金とかという形に変えて、後年度以降それを取り崩して、取り崩した額は資本金に繰り入れていくという性質のもの。若干、長期前受戻入とは違うところでございます。

竹之内和満委員

もうそれでいいです。

もう一つなんですが。水道事業会計の決算審査意見書の一番最後の14ページに、監査からの意見書だと思うんですが、有収率。真ん中あたりに。有収率が77.55%。令和2年度が78.64で、令和3年度が77.55%ということで、毎年毎年どんどん減っていく。その原因として漏水が挙げられるということですが、水道管の改修なりが間に合わないということになるんでしょうかね。

垂水道課長

委員が今おっしゃられたとおり、この有収率が上がらない理由は、一番大きなものは、やはり漏水ということでございます。これをできるだけ減らすということで、毎年度、地域を決めて、漏水調査業務委託、専門家に委託をかけて検査をしていくということでやっております。それでも、やはり。今、簡易水道まで含めた市内全域の管を管理しているという状況

でございますので、なかなか全ての漏水が全て防げているかということ、まだそこまで至っていないということ。それと、旧上水道区域も、旧簡易水道地域も、配水管が老朽化している状態のままのところがたくさんあるということでございます。なので、資本的支出を予算化して、管路の更新事業に取り組みたいというふうには考えているところですが、やはり、財源の範囲でやっていくということになりますので、一部、突発的な漏水につきましては早急に改修しますが、耐用年数が超えているとか、そういう管を優先的に、地域を見ながら、計画的に更新をしていくしかないという状況でございます。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第6号について審査を一時中止します。

〔水道課退室〕

仮屋園一徳委員長

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後2時1分～午後2時13分)

〔財政課入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定第1号を議題として、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小中財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。

初めに、総括的な事項についてであります。令和3年度一般会計におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努めるとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済及び市民生活の支援等を通じた地方創生に資する各事業に取り組んだこと。市庁舎や市営住宅及び橋梁などの公共施設の長寿命化対策を推進するほか、各区が整備する広報用施設のデジタル化や防犯灯のLED化を促進するなど安心・安全なまちづくりに取り組んだこと。南九州西回り自動車道の整備を見据え、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備に向けた取組を推進するとともに、番所丘公園オートキャンプ場の整備など観光を基軸とするまちづくりに取り組んだこと。就職情報サイトへの市内企業情報の掲載や地元人材雇用支援奨励金の交付などにより雇用確保の支援を行うとともに、飲食店などの店舗改修や新商品開発に必要な経費等について補助を行うなど市内企業への支援に取り組んだこと。18歳までの子供医療費の支援に関し、窓口負担無償化の対象を非課税世帯の18歳までの子供に拡充するとともに、妊娠出産及び育児における不安や悩みの解消のための切れ目ない支援に取り組んだこと。農業次世代人材投資事業等による農業後継者の定着と確保に努めるとともに、漁業用機器等の修理に要する経費の一部を補助するなど漁業者の継続的な操業の支援に取り組んだ

こと。小・中学校における児童生徒の学力向上や情報活用能力の育成を図るため、ICT環境を活用した学習活動の充実に取り組んだこと。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、汚水処理人口普及率の引上げを行うため、小型合併処理浄化槽の設置者に対する補助金を拡充したことなどを含め、ふるさと阿久根を次の世代につなぐため、市民福祉の向上を目指し、各般の施策に取り組んできたところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、まずは、一般会計における総括的な事項について、その概要を御説明申し上げます。

決算に関する説明書の1ページをお開きください。令和3年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額A欄は148億310万5755円、歳出総額B欄は140億4778万6545円であり、形式的な収支である歳入歳出差引額C欄は7億5531万9210円であります。この歳入歳出差引額C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄の2103万6000円を差し引いた実質収支E欄下段は7億3428万3210円であり、この実質収支からE欄上段の前年度の実質収支を差し引いた単年度収支F欄は1億5899万93円であります。さらに、この単年度収支に財政調整基金への積立金G欄の2億9327万8815円と繰上償還金H欄の1億167万6426円を加え、同基金の取り崩し額I欄の2億1035万7000円を差し引いた実質単年度収支J欄は3億4358万8334円となりました。なお、表の区分のD欄の翌年度へ繰越すべき財源であります。先の令和4年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした市庁舎太陽光蓄電池年次点検業務委託など14事業の一般財源等の合計額であります。

次に、2ページ及び3ページの普通会計における経常収支の状況について御説明申し上げます。

これは、毎年度、総務省において実施される地方財政状況調査、いわゆる決算統計における統計上のルールに従って決算額を分類したものであります。歳入歳出とも、一般会計の決算額と907万2000円余りの差がありますが、これは地方財政状況調査の作成ルールに基づき、一般会計で支出した後期高齢者医療特別会計に係る委託料等の一般会計負担分について特別会計に振り替えたことなどによるものであります。

2ページの歳入についてであります。令和3年度における歳入合計は147億9403万3000円であり、うち地方地方税や普通交付税等の経常一般財源は69億4255万9000円であります。次の3ページの性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は140億3871万4000円であり、このうち人件費の決算額は6882万7000円の増。扶助費は、子育て世帯等臨時特別支援事業や住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業により5億9601万3000円の増。公債費は、交付税措置のない地方債を繰上償還したことにより1億3342万7000円の増となり、義務的経費全体では7億9826万7000円の増となり、構成比では8.2ポイントの増となっております。また、その他の経費では、物件費は、旧国民宿舎及び老人福祉センター解体工事などにより前年度に比べ2億8121万3000円増の17億5620万6000円。補助費等は、特別定額給付金給付事業などの皆減により20億7571万2000円減の15億1255万6000円。積立金は、地方交付税の増額等に伴う一般財源の剰余金を基金に積み立てたことなどにより5億3190万円増の13億2603万5000円となりました。投資的経費では、建設事業費は前年度と比較して5億898万2000円減の19億1367万1000円であり、うち災害復旧費は7908万2000円の増で2億356万7000円となりました。次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、人件費、扶助費、公債費の

ように毎年度経常的に支出される経費、いわゆる経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、いわゆる経常一般財源に占める割合であり、令和3年度は85.6%となり、前年度より2.7ポイントの減となっております。これは、歳出に充当する経常一般財源は、前年度より2億3706万6000円増加しておりますが、一方で、歳入における経常一般財源においては、普通交付税が3億6735万4000円、地方消費税交付金が3316万8000円増加したことなどにより、総額で4億7978万1000円増加したことから、経常収支比率が下がったものであります。そのほか、財政力指数や実質収支比率などの財務指標については、監査委員の審査意見書の4ページから5ページに記載してあるとおりであります。また、財政の健全化を判断する指標の一つである将来負担比率は、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、算定値なしであることから、令和3年度の評価はA評価となっております。その他の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれも早期健全化基準に達しておらず、これらのことから本市の財政の健全性は保たれていると言えます。

次に、決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、一般会計における款別の決算状況でありますので、それぞれ所管の課等において説明がなされたところであり、総括的な説明は省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書から御説明申し上げます。

成果説明書の10ページをお開きください。旧国民宿舎施設管理事務につきましては、旧国民宿舎及び旧老人福祉センターの解体工事が令和3年8月末に完了しており、あわせて同敷地内斜面の樹木等の伐開業務を実施し、海への眺望を確保したところです。今後は、跡地に興味を示す観光事業者等の誘致に引き続き取り組むとともに、敷地の適正管理に努めてまいります。

11ページになりますが、財産管理一般事務につきましては、公共施設マネジメントの推進として、阿久根市公共施設等総合管理計画の改定を行い、公共施設の計画的な長寿命化対策を進めてまいります。

次に、決算の主な内容について、決算に関する説明書により御説明いたしますが、金額につきましては千円未満を切り捨てて申し上げます。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算に関する説明書は34ページをお開きください。第2款総務費1項5目財政管理費は、12節委託料の公会計制度に基づく財務諸表連結等支援業務が主なものであります。

次に、7目財産管理費のうち12節委託料は、普通財産の除草作業や土地境界の測量業務等のほか公共施設等総合管理計画改定業務に係る委託料であります。14節工事請負費は、旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事費であります。18節負担金、補助及び交付金は、電子入札システム共同利用市町村負担金であります。24節積立金は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金及び市民交流施設整備基金に積立を行ったものであり、内訳は決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は80ページをお開きください。第12款公債費1項公債費は、市債償還金の元金と利子であり、総額は11億1374万9000円であります。なお、令和3年度末の市債残高は、監査委員の審査意見書の22ページに記載してあるとおり、前年度に比較して1億6002万4000円の増となり、122億114万7000円となったところであります。

次に、第14款予備費については、1298万8000円の充用を行っており、充用の内容につきましては、監査委員の意見書の22ページに記載のとおり、阿久根大島の発電機の修繕費や災害復旧経費など延べ8件であります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に歳入の主な内容について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページをお開きください。第2款地方譲与税は、前年度比2125万3000円の減であり、そのうち地方揮発譲与税は542万7000円の減。自動車重量譲与税は1577万1000円の減となったものであります。

次に、第7款地方消費税交付金は、前年度比3316万8000円の増であります。

第8款自動車税環境性能割交付金は、旧自動車取得税交付金にかわるものであり、前年度比178万7000円の増となっております。

決算に関する説明書は9ページになります。第9款地方特例交付金は、国の制度変更等により地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに特例的に交付される交付金で、個人住民税減収補填特例交付金のほか、税務課所管になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金により、前年度比1993万5000円の増となっております。

第10款地方交付税は、前年度比4億1598万1000円の増であり、このうち普通交付税が3億6735万4000円増の39億2985万5000円。特別交付税が4862万7000円増の7億3371万6000円であります。地方交付税が増えた理由は、令和2年度国税決算の上ぶれと令和3年度国税収入の増額に伴い、地方交付税法定率分の増額等により地方交付税の再算定が行われ、増額となったものであります。

次に、決算に関する説明書は21ページをお開きください。第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち財政課所管分は、現年度分の土地の貸付収入819万円であり、主なものは、桑原城工業団地の貸付料566万円であります。なお、収入未済額は8名の未納分ではありますが、総額468万1円となり、前年度より34万5000円の増となっております。

次に、2目利子及び配当金のうち財政課所管分の基金利子については、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る分であります。また、株式配当金は21万7000円ではありますが、内訳としましては、株式会社南日本放送が18万円、株式会社南日本銀行が3万7000円です。

決算に関する説明書は22ページになります。2項1目不動産売払収入のうち財政課所管分は、土地2筆の普通財産の売払収入445万円です。

決算に関する説明書は23ページになります。第17款寄附金のうち財政課所管分は、1項1目一般寄附金の500万円です。

次に、第18款繰入金1項基金繰入金のうち財政課所管分は、1目財政調整基金繰入金2億1035万7000円を財政運営等の必要から繰り入れ、4目市有施設整備基金繰入金1億624万6000円を市有施設の整備に充てる財源として繰り入れ、12目市民交流施設整備基金繰入金2203万2000円を市民交流センター整備費の市債償還金として繰り入れたものであります。なお、定額運用基金を除く各種基金の現在高については、監査委員の監査意見書39ページに掲載してありますので御参照ください。

決算に関する説明書は24ページになります。第19款繰越金については、前年度の決算剰余金です。

決算に関する説明書は25ページになります。第20款諸収入5項4目雑入のうち財政課所管

分の県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじ等の売上収益金の中から交付されたものであります。

決算に関する説明書は29ページになります。第21款市債1項1目総務債のうち財政課所管分は、旧国民宿舎及び旧老人福祉センターの解体事業に係る市債であります。

決算に関する説明書は31ページになります。15目臨時財政対策債の収入済額は、前年度より6875万9000円の増となり、地方の財源不足額を補填するために借り入れたもので、後年度の元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。

以上で、歳入歳出決算額についての説明を終わり、次に、財産に関する調書についてであります。監査委員の審査意見書の35ページから39ページにかけて、土地、建物のほか、財産の種類ごとに令和3年度中の増減内訳などについて記載してあり、また、定額運用基金を除いた基金の推移を示してありますので、御参照いただき、説明を省略いたします。

さらに、基金の運用に関する調書についても、土地基金などの定額運用基金の運用状況について、審査意見書の40ページから41ページに記載しておりますので、その記載内容をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、認定第1号に係る令和3年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書11ページ、事業の成果というところですね。施設総量の縮減、維持更新のための費用を30%圧縮ということが書かれております。今、いろいろ増やしてきてしまったと。そういう段階の中で、ほっておけばどんどん増えていくわけですね、更新のための。例えば、太陽光の。これも恐らく市のお金を使って片づけないといけない羽目になるでしょうけども。放置すれば、夕張のような廃墟みたいなものを放置することになってしまう。今後、阿久根市として解体していくような施設というのを、どれを考えているのか教えてください。

小中財政課長

具体的に、現段階でどれを解体するということはお示しできませんけれども、今後の本計画の方針としましては、まず一つ目は、公共施設の適正配置と適正総量の縮減を図るということで、原則として、新たな公共施設の整備を抑制するという。それから既存施設の複合化とか縮減を図っていくというのが一つの方針であります。もう一つが、今、修繕等が必要になってから、事後で保全をしておりますけども、それを予防型の保全に切り替えていくというのが二つ目の方針。それから三つ目の方針としましては、公共施設等の効果的な管理運営を目指して維持管理のコストを削減するという。そういった方針を含めて、全体的に30%削減するという。具体的に、解体とかしていくとして、現在挙がっているのは、市営住宅の空き家となっている住宅。それから、例えば、大川保育所等の今使われてない普通財産としての施設。そういった施設を順次、利用頻度を見てですね、あるいはその老朽化度を見て、解体するものについては順次解体をしていくということでございます。

竹原信一委員

では、この考え方については、例えば、都市建設課などには共通認識として、具体的には

議論あるいは取組ということは、まだ起こってないということなんですね。

小中財政課長

施設の総合的な管理方針というのがこの総合管理計画に基づいて実施されるわけですけども、具体的なそれを進めていくための施策というのは、総合管理計画の下に、例えば、公営住宅であれば公営住宅の長寿命化計画、それから橋梁の長寿命化計画、公園の長寿命化計画、そういった個別計画が下にぶら下がってきますので、個々の基本方針に基づいた中でその長寿命計画を進めていくということになっております。

竹原信一委員

通常はですね、ものの必要性に応じて、ずっと残すか、解体するか。そして、それを積み上げた結果、どのくらいまで目標が立てられるのかというふうにつくるもんだと私は思っておりますけれども。これ、順番的考え方の方向が逆さまじゃないかなと。実際には、総論は賛成ですけど各論は反対で実現できないということは、割合あることなんですね。ここで、財政課は考えましたけども、実際には現場のほうで必要性があってこれ維持できませんよということが起こりかねない状況だというふうに認識しますけど、こんな危険性はないですか。

小中財政課長

確かに老朽化している施設等がだんだん増えておりますので、補修等も必要であったり、大規模改修が必要な施設がかなり多くあります。これを全て一緒くたにすぐするというのは、なかなか財政的にも難しいところがありますので、課題としては、まずは平準化していくということが課題だというふうに考えております。そこは、財政状況を見ながら、各課等が持っている長寿命化計画に基づいて、財政運営と照らし合わせながら、順次、取組を進めていくということでございます。

竹原信一委員

体制ができていないということは、これは問題が大きいと思いますよ。例えば、都市建設課などは、ガードレールの保全是考えていない。こんな調子ですからもう、いけないですね。よくもう1回検討というか、実際はどうしていくかをよく議論していかないと実現はできないと思います。

白石純一委員

成果説明書の10ページ、旧国民宿舎跡地ですけども。一番最後の現状と課題の1行目の後ろのほう、跡地に興味を示す観光開発事業者等の誘致に引き続き取り組む必要があるとありますけれども、つまり、事業公募で選んだHKR社は、もう既に興味を示していないということよろしいんですね。

小中財政課長

そこも含めてですね、今後、今、手を挙げている市内事業者がいらっしゃるというお話をこれまでしてきたところですけども、なかなか事業が進んでないという状況もありますので、それをいつまでも待つのかという話も出てくるところです。そこで、事業者との協議もしていかないとイケませんけれども、また、次の段階に踏み出す必要も出てくるのかなというふうに感じているところです。その辺りで、新たな観光開発業者を公募なりするのか、これは一つの例ですけども、そういった方策等も検討の課題に上げていかないとイケないのかなというふうに考えているところです。

白石純一委員

ということは、私の理解するところ、HKR社はもう既に興味をお持ちではないと、対象

外であるということによろしいですね。

小中財政課長

現在、連携協定は結んでおりますので、それが引き続いていくという状況ではあります。ただ、これが今後も引き続いていくのかということは今後の検討課題としているところです。

白石純一委員

ここ2～3年ほとんどミーティングも持たれてないわけですから、実質的に、HKR社とは、2～3年前から何の進展もないという理解でよろしいでしょうか。

小中財政課長

おっしゃるとおり、ここ1～2年事業の進展もありませんので、HKRとのやりとりもできてないところでございます。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

仮屋園一徳委員長

所管課等への質疑は終了しました。

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

○認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

○認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

○認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

○認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

○認定第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

仮屋園一徳委員長

認定第1号から第6号までを一括して議題とします。

ここで、現地調査についてお諮りします。

現地調査を行いたいものがある場合は、決算書のページ、款、項、目、事業や業務の名称、調査したい内容をお知らせください。

現地調査の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現地調査が必要であるとの御意見がありませんので、現地調査は行わないこととします。

ここで、再度所管課等に出席を求めて質疑を行う必要があるかお伺いします。

所管課等への再質疑を希望される委員はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御希望がありませんので、再質疑は行わないこととします。

ここで、総括した質疑についてお伺いいたします。

総括した質疑を行いたい事項がありましたら、ここで通告をお願いします。

なお、発言されるときは、決算書等の記載されているページ、款、項、目、節、事業や業

務の名称、質疑の内容をお願いします。

統括した質疑について、御意見を伺います。

山田勝委員

主要説明書のページではいけませんか。

〔仮屋園一徳委員長「いいですよ」と呼ぶ〕

成果説明書の16ページ、「阿久根で縁結び」出会いサポート事業について。2款1項8目について。

それから、成果説明書の123ページ。

仮屋園一徳委員長

6款2項2目の有害鳥獣捕獲事業ですね。

2件ですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

1件目の内容を教えてください。

山田勝委員

1件目の内容はですね。いろいろ説明をいただいて、事業そのものは理解したんですけどね。ただ、私が感ずるところ、役所として仕事はするけれども、出会いサポートに協力をしていただく方々についてはみんなボランティアでしろというような話ですよ。ボランティアでする人はいません。だから何らかの形でお礼をしてあげないと困るという気がするものですからね。市長にお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員長

次に、123ページの有害鳥獣捕獲事業についての内容を教えてください。

山田勝委員

先日、説明をいろいろいただきましたけれどもね。課題は、捕獲した鳥獣の埋設処理が大きな負担となっているとかいろんな話がありましたけれども、現実には、水産林務課長の発言の中で、鳥獣の捕獲についての意見が、捕獲についての考え方が確定的なものではなかったので、もう一遍確認したいと思っています。

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 午後2時50分～午後2時54分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

成果説明書の10ページ、2款1項7目、旧国民宿舎施設管理事務について。

いいですか。

仮屋園一徳委員長

内容を聞きましょうか。

白石純一委員

今後の開発事業者の誘致に取り組むために解体したわけですがけれども、HKR社との協議の状況について。

2項目め。成果説明書の14ページ、2款1項8目。それと関連して、決算に関する説明書の23ページの17款1項2目の寄附です。企業版ふるさと納税の歳入とトラストバンク阿久根への出資の歳入歳出について。専決にされたこと並びにこの出資は正しかったのか、適切だったのか。

仮屋園一徳委員長

2款1項8目について、もう1回この質疑の内容を教えてください。

白石純一委員

企業版ふるさと納税の歳入、そしてトラストバンク阿久根への出資の専決について並びにトラストバンク阿久根への出資は適切だったか。

3項目め。成果説明書の181ページ、8款5項3目、オートキャンプ場整備事業の計画について。指定管理者または運営候補者など運営事業者を含めた企画が十分になされていたのか。現指定管理者または運営候補者を加えての企画、計画、立案がなされていたのか。主に設計業務ですね。

183ページ、8款5項3目、サンセット牛之浜景勝地の整備事業。これも運営候補者など民間の事業者を加えた企画、計画、立案がなされているのか。運営候補者及び民間の観光事業者等を含めた企画、計画、立案がなされているのか。

最後です。197ページ、10款1項2目、学校規模適正化について2点あります。一つは、協議会委員を約倍増し修正に当たりましたが、当初の方針自体の協議委員が不十分だったと考えるのであれば、当初の方針は撤回するべきではないのか。

その項目の二つ目、2年後の田代小学校廃校について、地域の総意だと教育長はおっしゃいましたが、地域から聞こえてくると違ふと私は理解していますが、それでいいんでしょうか。先ほど課長は、地元の方と十分に話し合わなければいけないという趣旨をおっしゃいました。私は、地域の方のお話でも総意という理解はないということを伺いましたが、本当に総意でいいんでしょうか。

仮屋園一徳委員長

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後3時7分～午後3時47分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、ただいま通告のありました山田委員の2款1項8目、それから6款2項2目。それから、白石委員の2款1項7目、17款1項2目、8款5項3目、同じく8款5項3目公園費の道の駅サンセット牛之浜景勝地、それから10款1項2目。

以上について、統括した質疑を行うこととします。

統括した質疑は明日行います。

本日は、これにて延会します。

(延会 午後3時48分)